

# デジタル・ガバメント実行計画

平成 30 年 1 月 16 日

e ガバメント閣僚会議決定

## 目次

1	はじめに	4
1.1	本計画の趣旨	4
1.2	計画期間	5
1.3	本計画の構成	5
2	本計画が目指すもの (To be)	7
2.1	目指す社会像	7
1)	必要なサービスが、時間と場所を問わず、最適な形で受けられる社会	7
2)	官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会	7
2.2	目指す社会像を実現するために必要となる行政：デジタル・ガバメント	7
1)	利用者中心の行政サービス	7
2)	行政サービス、行政データ連携の推進	8
3	利用者中心の行政サービス改革	9
3.1	「サービス設計12箇条」に基づくサービスデザイン思考の導入・展開	9
1)	「サービス設計12箇条」	10
2)	「サービス設計12箇条」の導入と普及	12
3.2	横断的サービス改革（行政サービスの100%デジタル化）	12
1)	業務改革（BPR）の徹底	13
2)	手続オンライン化の徹底	14
3)	添付書類の撤廃に向けた取組	18
4)	ワンストップサービスの推進	19
3.3	個別サービス改革	23
4	プラットフォーム改革	27
4.1	行政サービス、行政データ連携の推進	27
1)	行政データ標準の確立	28
2)	行政保有データの100%オープン化	29
3)	API整備の推進	31
4)	Webデザイン指針等の整理統合・拡充	31
4.2	システム基盤の整備	32
1)	行政情報システムのクラウド化（クラウド・バイ・デフォルト）、政府情報システムの将来像の検討	32
2)	本人確認等の手法の見直し	33
3)	情報システムに関する技術トレンドへの対応	34

4)	サービスデザイン思考の導入による e-Gov の刷新 .....	34
5)	マイナポータル API 提供によるサービス連携の拡大 .....	34
6)	法人デジタルプラットフォームの構築 .....	35
7)	制度情報基盤の整備 .....	36
8)	府省共通システムの推進 .....	38
5	価値を生み出す IT ガバナンス .....	39
5.1	サービス改革に対応した推進体制の整備 .....	39
1)	政府 CIO レビュー制度の確立 .....	39
2)	サービス改革支援チームによる支援 .....	39
3)	各府省ガバナンスの強化 .....	40
4)	各府省中長期計画 .....	40
5)	人材確保・育成 .....	41
5.2	マネジメント及びプロセスの強化 .....	42
1)	政府情報システム改革の着実な推進 .....	42
2)	情報システム調達に係る諸課題の検討 .....	42
3)	情報利活用と情報セキュリティの一体的推進 .....	43
4)	標準ガイドライン群の充実・拡充・定着 .....	44
5.3	デジタル・ガバメントの推進に係るその他の取組 .....	44
1)	デジタル・ワークスタイルの実現 .....	44
2)	広報・普及及び国際展開 .....	45
6	地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進 .....	48
1)	地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定 .....	48
2)	地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進 .....	48
3)	地方公共団体におけるクラウド利用の推進 .....	49
4)	地方公共団体におけるオープンデータの推進 .....	49
5)	地方公共団体における適正な情報セキュリティの確保 .....	50
7	フォローアップと見直し .....	51

# 1 はじめに

## 1.1 本計画の趣旨

2016年（平成28年）12月に官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）が成立し、データ流通環境の整備や行政手続のオンライン利用の原則化など、官民データの活用に資する各種施策の推進が政府の取組として義務付けられた。2017年（平成29年）5月には同法及び高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）に基づく取組を具体化するものとして、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）（以下「IT宣言・官民データ計画」という。）が策定されている。

特に、IT宣言・官民データ計画の重点分野の一つである電子行政分野における取組については、2017年（平成29年）5月に「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）が策定された。本方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされている。

我が国の行政を取り巻く環境は、日々変化している。少子化や高齢化の進行や大都市圏への人口の集中、単独世帯や核家族世帯の増加、生産年齢人口の減少やグローバル化の急速な進展に代表されるように、社会構造は大きく変化しており、これまでのような単一的な行政サービスでは、国民一人一人のニーズに応えることが難しくなっている。

一方で、近年の目覚ましいIT技術の進展や、マイナンバー制度の導入によって、我が国の様々な個人、法人を繋ぐ情報連携基盤の整備が進められている。各々の国民に最適化された行政サービスを提供し、国民一人一人に実質的なベネフィットを提供するための素地が整いつつある。

本計画は、こうした背景を受け、官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画である。また、IT宣言・官民データ計画に掲げられた重点分野の一つである電子行政分野を深掘りし、詳細化した計画である。

デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を政府一体となって推進するため、規制改革推進会議における取組等、電子行政の推進に関連する政府部内の各種計画等と本計画が整合性を持った形となるよう、内閣官房及び関係府省は所要の調整を実施する。加えて、デジタル・ガバメントの推進に関する国際的な方

針等と協調した形で取組を進めるとともに、国際連合の提唱する持続可能な開発目標（SDGs<sup>1</sup>）等の国際的な目標にも資するものとする。

## 1 .2 計画期間

---

2018年1月16日から2023年3月31日までを本計画の対象期間とする。ただし、個別施策について更に長い期間を設定することが適当な場合はこの限りではない。

本計画は随時改定を行い、内容の見直し及び段階的な改善を実施する。また、計画期間終了後の扱いについては、次期計画の策定を前提としつつ、内閣官房及び総務省において、取組の進捗状況の把握及び次期計画の方向性についての検討を行う。

## 1 .3 本計画の構成

---

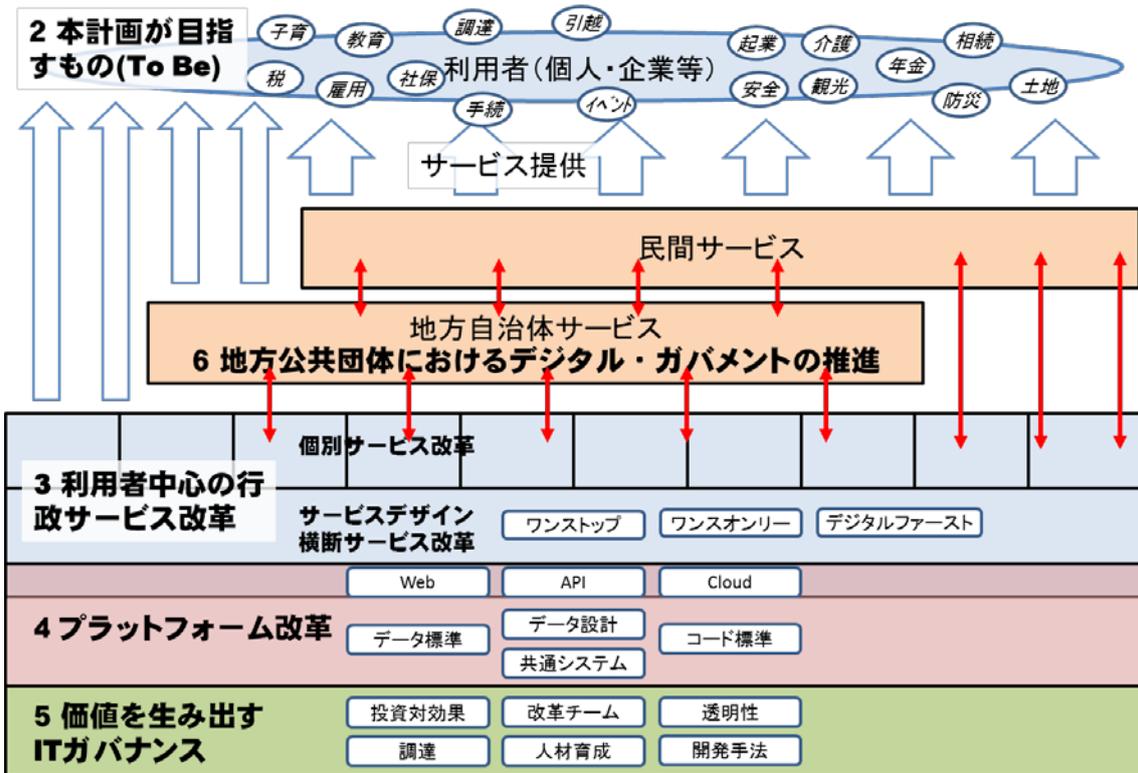
本計画は、以下の内容から構成される。

2. 本計画が目指すもの（To Be）
3. 利用者中心の行政サービス改革
4. プラットフォーム改革
5. 価値を生み出す IT ガバナンス
6. 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進
7. フォローアップと見直し

また、別紙において個別サービス改革事項の詳細について記載する。これらの各項目の関係性は下図のとおりである。

---

<sup>1</sup> the Sustainable Development Goals



## 2 本計画が目指すもの (To be)

### 2.1 目指す社会像

本計画は、「デジタル・ガバメント推進方針」を具体化するものであり、同方針の「第3章 目指すべき社会とこれからの行政サービスのあり方」に掲げられた、以下の社会像を実現するための実行計画である。以下に掲げる社会像にも表されるとおり、先端技術の導入によって一人一人のニーズに合った形で社会課題を解決する「Society5.0」<sup>2</sup>の実現に資するとともに、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会の実現を目指す。

#### 1) 必要なサービスが、時間と場所を問わず、最適な形で受けられる社会

全ての国民がそれぞれの持つ能力を最大限に発揮し、「持続的で豊かな暮らし」を実感することができるように、必要なサービスが、時間と場所を問わず、それぞれのニーズに対して最適な形で届けられる社会を目指す。

#### 2) 官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会

社会的課題の迅速かつ柔軟な解決や持続的な経済成長を実現するため、多様な主体が IT を介して協働するとともに、官民を問わず、あらゆるデータやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会を目指す。

### 2.2 目指す社会像を実現するために必要となる行政：デジタル・ガバメント

「2.1 目指す社会像」を実現するために必要となる電子行政の要素を以下のとおり定める。

#### 1) 利用者中心の行政サービス

- ✓ 利用者にとって、行政サービスが、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」である。
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される。(行政サービスの100%デジタル化)

<sup>2</sup> 「我が国が目指す『Society5.0』は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、『必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する』ことにより、様々な社会課題を解決する試みである。」(「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)第1ポイント 基本的考え方 (今後の取組の視点))

デジタル・ガバメントの実現は、単に情報システムを構築する、手続をオンライン化する、手続コストを削減するということを意味するものではない。行政サービスは、そもそも、国民や企業に価値を提供するもの、又は国民や企業が価値を創造する一助となるものでなければならない。こうした観点から、利用者中心の行政サービス改革を徹底し、利用者から見て一連のサービス全体が、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」な行政サービスの実現を目指す。

サービス改革に当たっては、デジタル技術を徹底的に活用し、行政のあらゆるサービスが、利用者にとって最初から最後までデジタルで完結する社会を目指す。この際、サービスのフロント部分だけでなく、バックオフィスの業務における情報のフローを一から点検した上で、書面や対面の原則、押印等のデジタル化の障壁となっている制度や慣習にまで踏み込んだ業務改革（BPR）の検討を行う。

## 2) 行政サービス、行政データ連携の推進

- ✓ 行政サービスや行政データの連携に関する各種標準やシステム基盤が整備されており、民間サービス等と行政サービス及び行政データの連携が行われている。
- ✓ 行政サービス及び行政データが、設計段階から、他の機関や他のサービスとの連携を意識して構築されている。

新たな事業機会の創出や、社会的な課題の迅速かつ柔軟な解決に資するよう、行政が保有する様々なデータのオープン化や、行政サービスと民間サービスの連携を目指す。

具体的には、行政サービスや行政データの連携に関する各種標準、データ活用のインタフェース、データ連携のためのシステム基盤を整備することによって、官民を通じたデータ流通を促進する。加えて、行政サービスや行政データを上記の各種標準に準拠させ、民間企業も含めた他の機関、他のサービスとの連携を意識した柔軟なシステムアーキテクチャやデータ構造とすることによって、サービス同士の融合による新たなイノベーションの創出を目指す。

## 3 利用者中心の行政サービス改革

### 3.1 「サービス設計 12 箇条」に基づくサービスデザイン思考の導入・展開

「2 本計画が目指すもの (To Be)」で記載した行政サービスの利便性向上については、これまでも累次の各種政府決定において記載されてきた。一方で、こうした取組は、各種申請手続のユーザビリティの向上やビジネス環境の改善等、利用者への具体的な価値の提供という点において、必ずしも十分な効果を挙げてきたとは言い難い<sup>3</sup>。

こうした反省を踏まえ、2013 年（平成 25 年）の内閣情報通信政策監（以下「政府 CIO」という。）の設置以降、単なる IT 化ではなく、業務改革（BPR）を前提とし、利用者にとっての価値や便益を創出することを念頭に置いた取組が進められてきた。この取組は一定の成果を挙げており、これまで成し得なかった改革が少しずつ進みつつある。さらに、これによって、「どうやれば成功するのか」ということについても、ノウハウが蓄積されつつある。

今般、デジタル・ガバメントの実現に向けたサービス改革を進めるに当たり、これまでの取組から得られたノウハウを活かしつつ、サービスデザイン思考を導入し、利用者中心の行政サービス改革を推進する。手続のフロント部分の電子化だけでなく、サービスを受ける必要が生じた時からサービスの完了までのエンドツーエンドにわたる利便性の向上に向けた取組や、利用者の行動様式を踏まえたサービス提供の在り方に係る検討を実施し、一連のサービス全体における利用者の体験（UX：ユーザーエクスペリエンス）を最良とするサービスの実現を目指す。

具体的には、利用者が「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」なサービスを追求し、本計画に示されている「サービス設計 12 箇条」に沿い、一人一人の利用者の行動、一つ一つの利用者との接点を捉え、サービスの分析及び設計を行う。これによって、心理状態や行動等を含めた、サービスの利用者の体験全体が最良となるようなサービスを提供する。さらに、提供されているサービスの内容、品質が継続的に改善され、向上するような状態を実現する。

<sup>3</sup>例えば、我が国の行政手続のオンライン化については、「e-Japan 戦略」（平成 13 年 1 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）以降、国が提供する実質的に全ての行政手続をインターネット経由で可能とすることを目指し、2003 年度（平成 15 年度）までに 1 万 3,000 以上の手続のオンライン利用を可能としてきた。しかしながら、利用者ニーズや費用対効果についての考慮が不足しており、利用者への具体的な価値の提供には十分につながらなかったことから、その後の計画において、書面も含めた申請等がない手続については原則としてオンライン利用を停止する等の取組を行った経緯がある。

## 1) 「サービス設計 12 箇条」

利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウを、「サービス設計 12 箇条」として以下のとおり示す。それぞれのルールの内容は、「デジタル・ガバメント推進方針」に盛り込まれたサービスデザイン思考を具体化したものであり、これまでの IT 化・業務改革（BPR）の取組から得られたノウハウをベースとしつつ、サービス改革に関する近年の国際的な動向を取り入れたものである。

各府省は、以下の 12 箇条を踏まえ、行政サービス改革を進めるものとする。

なお、サービスの設計に当たっては、コストの適正化とサービスの向上を両立させるため、投資対効果の検証を十分に行う。

### <サービス設計 12 箇条>

- 第 1 条 利用者のニーズから出発する
- 第 2 条 事実を詳細に把握する
- 第 3 条 エンドツーエンドで考える
- 第 4 条 全ての関係者に気を配る
- 第 5 条 サービスはシンプルにする
- 第 6 条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第 7 条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第 8 条 自分で作りすぎない
- 第 9 条 オープンにサービスを作る
- 第 10 条 何度も繰り返す
- 第 11 条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第 12 条 システムではなくサービスを作る

### 第 1 条 利用者のニーズから出発する

提供者の視点ではなく、利用者の立場に立って、何が必要なのかを考える。様々な利用者がある場合には、それぞれの利用者像を想定し、様々な立場から検討する。サービス提供側の職員も重要な利用者として考える。ニーズを把握するだけでなく、分析によって利用者が抱える課題・問題を浮き彫りにし、サービスの向上につなげる。

### 第 2 条 事実を詳細に把握する

実態の十分な分析を伴わない思い込みや仮説に基づいてサービスを設計するのではなく、現場では何が起きているのか、事実に基づいて細かな粒度で一つ一つ徹底的に実態を把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上でサービスの検討に反映する。データに基づく定量的な分析も重要である。

### **第3条 エンドツーエンドで考える**

利用者のニーズの分析に当たっては、個々のサービスや手続のみを切り取って検討するのではなく、サービスを受ける必要が生じた時からサービスの提供後まで（エンドツーエンド）の、他の行政機関や民間企業が担うサービスの利用まで含めた利用者の行動全体を一連の流れとして考える。

### **第4条 全ての関係者に気を配る**

サービスは様々な関係者によって成り立っている。利用者だけでなく、全ての関係者についてどのような影響が発生するかを分析し、Win-Winを目指す。また、デジタル機器が使えない人も、ITを活用することによって便益を享受できるような仕組みを考える。

### **第5条 サービスはシンプルにする**

利用者が容易に理解でき、かつ、容易に利用できるようにシンプルに設計する。初めて利用する人やITに詳しくない人でも、複雑なマニュアルに頼らずとも、自力でサービスを利用して完結できる状態を目指す。また、行政が提供する情報や、利用者に提出や入力を求める情報は、真に必要なものに限定する。

### **第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める**

サービスには一貫してデジタル技術を用い、利用者が受ける便益を向上させる。技術の進展に対応するため、IoTやAI等の新技術の導入についても積極的に検討する。これまでデジタル以外の手段で提供してきたものであっても、業務の見直しによるデジタルへの移行の可能性を検討し、サービスの改善を図る。また、情報セキュリティとプライバシーの確保はサービスの価値を向上させるための手段であることを認識した上で、デジタル技術の活用によってサービスをセキュアに構築する。

### **第7条 利用者の日常体験に溶け込む**

サービスの利用コストを低減し、より多くの場面で利用者にサービスを届けるために、既存の民間サービスに融合された形で行政サービスの提供を行うなど、利用者が日常的に多くの接点を持つサービスやプラットフォームとともに行政サービスが提供されるような設計を心掛ける。

### **第8条 自分で作りすぎない**

サービスを一から自分で作るのではなく、既存の情報システムの再利用やそこで得られたノウハウの活用、クラウド等の民間サービスの利用を検討する。また、サービスによって実現したい状態は、既存の民間サービスで達成できないか等、行政自らがサービスを作る必要性についても検討する。過剰な機能や独自技術の活用を避け、API連携等によってほかで利用されることを

考慮し、共有できるものとするよう心掛ける。

### 第9条 オープンにサービスを作る

サービスの質を向上させるために、サービス設計時には利用者や関係者を検討に巻き込み、意見を取り入れる。検討経緯や決定理由、サービス開始後の提供状況や品質等の状況について、可能な限り公開する。

### 第10条 何度も繰り返す

試行的にサービスの提供や業務を実施し、利用者や関係者からのフィードバックを踏まえてサービスの見直しを行うなど、何度も確認と改善のプロセスを繰り返しながら品質を向上させる。サービス開始後も、継続的に利用者や関係者からの意見を収集し、常に改善を図る。

### 第11条 一遍にやらず、一貫してやる

困難なプロジェクトであればあるほど、全てを一度に実施しようとしてはならない。まずビジョンを明確にした上で、優先順位や実現可能性を考えて段階的に実施する。成功や失敗、それによる軌道修正を積み重ねながら一貫性をもって取り組む。

### 第12条 システムではなくサービスを作る

サービスによって利用者が得る便益を第一に考え、実現手段であるシステム化に固執しない。全てを情報システムで実現するのではなく、必要に応じて人手によるサービス等を組み合わせることによって、最良のサービスを利用者に提供することが目的である。

## 2) 「サービス設計 12 箇条」の導入と普及 (©内閣官房、総務省)

内閣官房を中心に、「サービス設計 12 箇条」を含むサービスデザイン思考の意義、手法、事例等についてのガイドを取りまとめ、β版を 2018 年 2 月目途に発行する。また、2018 年内までに、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成 26 年 12 月 3 日 CIO 連絡会議決定)及び関連文書(以下「標準ガイドライン群」という。)にサービスデザイン思考の要素を組み入れる。

*KPI: 標準ガイドライン群へのサービスデザイン思考の要素の組み入れ  
(2018 年内)*

## 3.2 横断的サービス改革 (行政サービスの 100%デジタル化)

利用者中心の行政サービスを実現するため、単に情報システムを作るだけでなく、デジタル化の前提として業務改革(BPR)や制度そのものの見直しを実施した上で、「デジタル・ガバメント推進方針」の別紙「規制制度改革との連携

による行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン（デジタルファースト・アクションプラン）」（以下「デジタルファースト・アクションプラン」という。）に示された以下の 3 原則に沿い、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる。（行政サービスの 100% デジタル化）

① デジタルファースト

原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。

② ワンスオンリー

一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。

③ コネクテッド・ワンストップ

民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも／一か所で実現する。

行政サービスの 100% デジタル化を実現するため、各府省は、所管する各手続について、以下の 1)～4) の見直しを検討する。見直しに当たっては法令の改正まで含めた検討を行い、一括整備法案の策定等の所要の措置を講ずる。

取組に当たっては、内閣官房（IT 総合戦略室）及び総務省は、内閣官房の他の組織及び内閣府とも連携し、政府一体となった取組を推進する。

### 1) 業務改革（BPR）の徹底（◎内閣官房、内閣府、総務省、全府省）

行政手続の存在を前提とし、そのデジタル化自体が目的化すると、本来目指している「利用者の利便性向上」が二の次とされてしまうおそれがある。我が国においても、過去に、国の全行政手続オンライン化が目的化したことで、そもそも年間手続件数が 0 件の手続のオンライン化や費用対効果の見合わない情報システムの構築を行い、結局、利用者の利便性向上や行政の効率化という成果が十分得られなかった。利用者中心の行政サービスを実現する上で、行政手続及びそのオンライン化はあくまで手段と認識することが必要である。

こうした観点から、デジタル化の効果を最大限に発揮するためにも、以下の 2)～4) の取組に先立ち、デジタル化の目的である「利用者の利便性の向上」に立ち返った業務改革（BPR）及び制度そのものの見直しに取り組む。

具体的には、各府省は、サービスのフロント部分及びバックオフィスの業務の双方を対象に、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、各業務において、利用者がサービスを受ける際の最適な手法について検討を行う。

その際、どのようなツールが使えるかという発想ではなく、まず、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。利便性の高い行政サ

ービス及び業務の効率化を実現する上で最も障害になるのが、ユーザー視点の欠如、現状を改変不能なものとする姿勢、慣習への無意識な追従などの「意識の壁」である。業務改革（BPR）の徹底の過程で一から制度等を見直す中で、これを取り払っていくことが最も重要である。

また、単純に思えた問題事象の裏には日常意識しない様々な原因・問題が隠れており、表面的な現象に目を奪われ、その部分だけを修復しようとする、問題の根が残ったままで再発するおそれがある。事実を一つ一つ丁寧に把握して問題の真因をつかむことで、本当に必要な対策を講じることができるのであり、既存のルール・仕事のやり方に囚われずに、解決策を組み立て、業務フローを再設計する。

## 2) 手続オンライン化の徹底（◎内閣官房、内閣府、総務省、全府省）

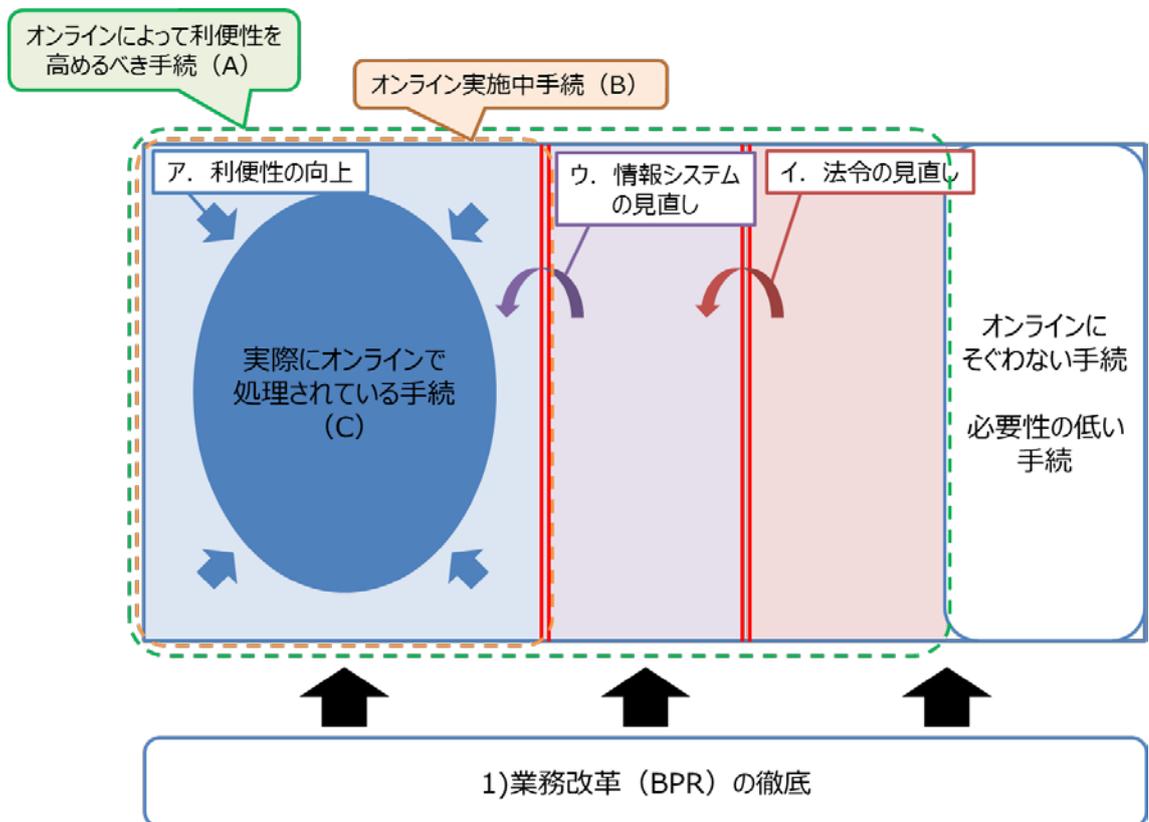
行政手続のオンライン化のメリットは、簡便な手法で行政サービスを利用できることによってサービスを受ける際のコストを削減でき、また、24 時間 365 日行政サービスを受けることができるというサービスの大幅な利便性の向上にある。

「1) 業務改革（BPR）の徹底」を行った上で、各府省は、上記のような利便性の高い行政サービスや、行政機関における業務の効率化を実現するため、上記 3 原則に従って、所管する手続について法令・情報システムの改善の取組を行い、改善の方向性を各府省中長期計画（「5 価値を生み出す IT ガバナンス」参照。以下同じ）に盛り込む。

*KPI*：オンラインによって利便性を高めるべき手続の年間手続件数のうち、オンラインで処理されている件数の割合（下図参照：Cの年間手続件数/Aの年間手続件数）

*KPI*：オンラインによって利便性を高めるべき手続の年間手続件数のうち、所要の法令・システムが整備されておりオンラインで処理され得る件数の割合（下図参照：Bの年間手続件数/Aの年間手続件数）

*KPI*：オンラインで処理され得る手続の年間手続件数のうち、オンラインで処理されている件数の割合（下図参照：Cの年間手続件数/Bの年間手続件数）



### ア. 行政サービスの利便性向上

業務改革（BPR）を徹底する過程で把握した利用者のニーズを踏まえ、行政サービスの利便性の向上を図る。特に、現在オンラインで提供されている行政サービスのオンライン利用率は、高いものから低いものまで千差万別である。各府省は、一つ一つの手続について、オンラインで行う場合と書面で行う場合の実態を把握した上でオンライン利用のインセンティブを付与するなど、オンライン利用の利便性向上に取り組む。

＜オンライン利用のインセンティブ例＞

- ・ 手続の簡便性（添付書類の扱い、本人確認手法）
- ・ 許認可に要する処理時間（優先処理等）
- ・ 利用者の手続コスト

利便性向上の検討に当たっては、各府省は、「4. プラットフォーム改革」の「本人確認手法の見直し」も踏まえ、マイナンバーカードに搭載された公的個人認証を活用した本人確認や、同カードと電子委任状を活用した代理権を確認できる仕組みなど、新たな本人・属性等の確認手法を含む様々な選択肢の中から、各手続に見合った手法を採用する。

### イ. 制度・法令の見直し

業務改革（BPR）を徹底する過程で、制度そのものまで踏み込んだ見直し

を行い、デジタル技術の活用による当該手続の代替や、他の手続との統合等、手続の簡素化や廃止の可能性について検討を行う。

なお、行政手続等の棚卸において、年間の手続件数が 0 件である手続が約 1 万 3,000 種類存在することが明らかとなっている。こうした手続や、年間の手続件数が少数である手続について、各府省は、内閣官房が整理する基本的な考え方を踏まえ、手続を規定する必要性を精査し、不要であれば手続を廃止する。

また、業務改革（BPR）を踏まえ、各府省は、所要の法令・制度の見直しを行う。特に、法令上オンライン手続が認められていない手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）に係る主務省令を整備するなど、法令上の措置を検討する。

#### ウ. 情報システムの見直し

業務改革（BPR）を踏まえ、各府省は、引き続き情報システムに係る費用対効果に留意しつつ、所要の情報システムの整備・改修を行い、手続のオンライン化を進める。この際、フロント部分のシステム化だけでなく、バックオフィス業務の情報システムの整備も視野に入れて検討を行う。また、過去にオンライン手続を停止したものについても、停止理由を分析し、その理由によっては、最新の技術動向を踏まえ、廉価で実施できるかを検討する。

#### エ. 民-民手続におけるオンライン化の推進（◎内閣官房、全府省）

民-民手続のうち、法令上、オンライン手続が認められていないものが存在する。内閣官房は、2017 年度（平成 29 年度）末までに、そのような手続について、オンライン手続を認めていない阻害要因とともに取りまとめ、公表する。

あわせて、そのような法令を所管する各府省は、オンライン手続を認めていない阻害要因の類型に応じて、以下の表を参考にしつつ、2017 年度（平成 29 年度）末までに、必要な法令等の見直しに係る検討を行う。

【表】阻害要因の類型と対応の方向（案）

阻害要因の類型	対応の方向（案）
①国際法上、現物を備え付けることが求められるもの	国際的なデジタル化の動きを踏まえ、対応を検討する。
②証明書や認可書等の性質を有しており、書面で提示することが求められるもの	スマートフォンやタブレットなどを用いた、非書面での対応ができるかどうかを検討する。
③消費者保護の観点から、書面での手続が求められるもの	消費者被害の実態を踏まえ、書面に代えて、オンラインでの手続を認め

	ることに伴う被害の拡大のおそれがないと認められる分野について、あらかじめ消費者の明確かつ個別の同意が得られる場合には、消費者の利便性も勘案し、書面に代えて、オンラインでの手続を認めることを検討する。
④①～③以外の要因で、手続のプロセスの中でオンラインには代えることのできない現物が介在するもの	現物が書面である場合、真正性の確保を前提としつつ、オンラインでの手続を認めることを検討する。
⑤出頭又は対面を要するもの	出頭又は対面の必要性を徹底的に検証した上で、必要性が認められないものは、出頭・対面を取りやめる。真に出頭・対面が必要であっても、テレビ電話など、先端技術の活用により、出頭・対面に代えることを検討する。
⑥手続をオンラインで実施する場合の情報システムの費用に対して、効果が低いと判断されるもの	システム構築は、民間セクターで判断するものであるとの考え方にに基づき、法令上の措置（緩和）を検討する。

一方、民-民手続のうち、法令上、オンライン手続が認められている場合においても、押印を求める社会慣習などによって、デジタル化が進んでいない場面もある。

このため、内閣官房は、2017年度（平成29年度）末までを目途に、先端技術を活用して書面・対面なしで取引を完結させている事例集を取りまとめ、民間事業者の取組を促す。あわせて、「デジタルファースト・アクションプラン」において示されている①株主総会プロセスの電子化、②不動産取引における重要事項説明のオンライン化、③国家資格の取得更新時におけるeラーニングの活用といった事項を含めて、行政機関において率先的に取り組むべき事項を取りまとめ、順次、実施することにより、官民双方が社会全体のデジタル化に向けた意識改革を行っていく。

### 3) 添付書類の撤廃に向けた取組

マイナンバー制度等を活用し、行政機関が保有する様々な情報を異なる行政機関同士で連携すること等によって、行政機関に一度提出した情報の再提出の原則不要化（ワンスオンリー）の実現を目指す。

その第一段階として、既に行政機関が保有している情報について、行政手続における添付書類の提出を一括して撤廃する。このための法案を、以下のア及びイの関係法令の改正の検討と合わせ、可能な限り速やかに国会に提出する。

個々の手続について、具体的には、例えばマイナンバーカードの活用による住民票の写しの添付省略など、添付書類の提出をデジタル技術の活用で代替することはできないか、そもそも添付書類に記載されている情報を取得する必要があるか、事後に必要なに応じて情報を参照することで代替できないか等の観点から情報取得の必要性を確認することや、取得する情報の行政機関内における所在を確認すること等を実施した上で、行政機関の他の情報システムとの連携の在り方についても費用対効果も含め検討する。また、民間が発行する各種書類等、行政機関が現時点で保有していない情報についても、情報連携による取得の可能性や、添付書類そのものの必要性を精査し、可能な限り添付書類の提出不要化を目指す。

まずは、個人及び法人に関連する添付書類の中でも、件数が多く添付省略により効果が大きいと考えられる以下の書類の省略に取り組む。

また、下記の取組に加え、「4 プラットフォーム改革」に記載の各種施策の進捗を踏まえつつ、行政が保有する各種情報の連携を進め、ワンスオンリーの実現を目指す。

#### ア. 住民票・戸籍謄抄本等の添付省略（◎内閣官房、◎内閣府、総務省、法務省、全府省）

行政手続等の棚卸によると、個人が行う行政手続においては、申請時の添付書類として住民票の写し等を求める手続が 1,180 手続、戸籍謄抄本等を求める手続が 810 手続存在する。各府省は、これらの手続について添付省略の可能性を検討する。内閣官房は、2017 年度（平成 29 年度）末までに各府省の検討結果を取りまとめる。その上で、情報提供を行う立場である総務省及び法務省の協力を得て、内閣府や添付省略の可能性のある手続を所管する各府省と連携し、添付書類の省略に向けたマイナンバーカードの活用やバックオフィス連携の仕組みについて検討する。その際、関係府省においては、関係法令の改正も視野に入れる。法務省は、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入について、2019 年通常国会への法案提出に向けて検討を進める。

各府省は、内閣官房が整理する基本的な考え方を踏まえ、これらの検討結

果を各府省中長期計画の中に盛り込むとともに、内閣官房は、住民票の写しや戸籍謄抄本等の添付省略に向けた方策を取りまとめる。

*KPI：住民票の写しの添付が必要な手続の種類数*

*KPI：戸籍謄抄本等の添付が必要な手続の種類数*

#### イ. 登記事項証明書（商業法人）の添付省略（◎内閣官房、◎総務省、◎法務省、全府省）

登記事項証明書（商業法人）の提出を必要とする全手続について、情報連携の仕組みが構築される 2020 年度以降、登記事項証明書の提出の原則不要化を実現する。

法務省は、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成 28 年 10 月 31 日 CIO 連絡会議決定）に基づき、2020 年度までに、各府省のニーズを踏まえて、情報連携の仕組みを構築する。

各府省は、行政手続等の棚卸の結果を踏まえ、登記事項証明書（商業法人）の提出を必要とする全手続について、添付省略に向けた①業務フローの見直し、②情報連携手法の検討、③必要となる制度改正の検討を実施する。検討結果については、各府省中長期計画の中に、添付省略の実施に向けた工程表として記載する。

また、必要となる制度改正のうち法律の改正が必要な手続については、総務省の協力を得つつ、内閣官房において、登記事項証明書の添付省略を可能とするための関係法令の改正を検討する。各府省は、所管する法律について必要となる制度改正の検討を実施し、内閣官房及び総務省における作業への協力を行う。

*KPI：登記事項証明書（商業法人）が必要な手続の種類数*

#### 4) ワンストップサービスの推進

サービスを受ける際の利便性を大幅に向上させ、利用者がその利便性を実感できるよう、関連するサービスのワンストップ化を推進する。この際、保有する行政サービスや行政データに関する API の整備を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進する。これによって、行政サービスだけでなく、利用者が日常的に接する民間サービスや地方公共団体のサービスまで含めたワンストップ化（コネクテッド・ワンストップ）を推進する。

具体的な取組の第一歩として、行政手続等の棚卸結果から重要性が抽出された、以下の 3 分野をコネクテッド・ワンストップの先行分野として取組を進め、得られたノウハウや成果を他の分野に展開していく。

また、下記の取組に加え、「4 プラットフォーム改革」に記載の各種施策の進捗状況を踏まえつつ、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進

し、コネクテッド・ワンストップの実現を目指す。

## ア. 引越しワンストップサービス（◎内閣官房、関係府省）

### a) 現状と課題(As Is)

転居に際し、様々な行政機関や民間事業者に対して、ほぼ同一の情報を個別に届け出る必要があり、その都度、手続負担が生じている。また、転居する者が、住所変更手続をとるべき相手方を網羅的に把握できず、手続漏れが発生しやすい状況となっている。

一方、インターネットやモバイル端末等の急速な普及に伴い、従前、書面にて自宅に送られてきていたサービスの利用明細等が専用の Web サイト上で確認できるようになるなど、現住所に関わらず日常的にサービスを受けられる場面も増えており、転居する者にとって、住所変更手続を行う必然性が相対的に低下している。

### b) 実現したい状態(To Be)

転居時において、様々な場面で必要であった住所変更手続が、当事者が可能な限り意識することなく処理されるように、その回数が最少化されることにより、新しい生活をスムーズにスタートアップすることができる。

### c) 具体的な取組(To Do)

#### 1) 住所変更手続の廃止検討

各府省は、行政手続等の棚卸を通じて、転居に伴って発生する手続を特定し、当該手続に係る事務を遂行するに当たり、国民一人一人の現住所を把握・管理しなければならない理由を整理する。その上で、①現住所がなくても事務を遂行することができる手続、②バックオフィス連携によって現住所を捕捉できれば事務を遂行することができる手続を洗い出す。これらの手続については、内閣官房が整理する基本的な考え方を踏まえ、住所変更手続自体の廃止を検討し、その結果を各府省中長期計画に盛り込む。

内閣官房は、こうした取組を通じ、民間事業者の協力等を得て、民間事業者においても住所変更手続自体の廃止検討を促進する。

#### 2) 住所変更手続のワンストップ化

各府省は、個別に住所変更が必要と判断される手続について、原則として、手続をオンライン化するとともに申請機能に係る API を公開することとし、それに向けた検討結果を各府省中長期計画に盛り込む。

*KPI：引越しに係る行政手続のうち API を公開しているものの数*

*KPI：引越しに係る手続のワンストップサービスの実現*

## イ. 介護ワンストップサービス（◎内閣官房、◎厚生労働省）

### a) 現状と課題 (As Is)

2025年には団塊の世代全てが75歳以上となるなど、高齢化社会は今後更に進展することが見込まれており、高齢者の自立支援や重度化防止に向け、地域の特性に応じて取り組むことが重要である。現在、要介護・要支援認定者数は620万人を超えていることから、介護者の負担軽減の一助として、行政手続の簡素化や享受できるサービスに関する情報を分かりやすく提供することが必要である。

介護における負担状況を考える際、関係者毎に抱える課題は異なることから、各視点での現状把握が必要である。

#### 1) 介護者（家族）

介護する立場になるまで介護に関する情報や知識を備えようという意識が働きにくく、いざ介護する立場になったとしても、どこに相談すればよいか、情報はどこから得られるかが分からず不安を抱えている。

#### 2) 行政手続の代行申請が可能な介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）等

要介護・要支援認定の申請等の行政手続については、ケアマネジャー等が申請者に代わって行うことができるが、オンライン化されている手続は少なく、申請書の地方公共団体への持ち込み・郵送での負担がかかっている。

### b) 実現したい状態 (To Be)

介護や介護予防のために必要な行政手続を含むサービス情報を得られ、行政手続のオンライン化により、時間・場所を問わず、Webサイト上でサービスの検索から申請までが可能となるワンストップサービスを実現することで、介護者（家族）の不安の軽減並びに行政手続を申請する者の手続に係る負担が軽減される。これにより、ケアマネジャー等の介護に従事する者の負担軽減が図られ、介護サービス利用者への自立支援や悪化の予防につながるような支援への注力が期待できる。

### c) 具体的な取組 (To Do)

内閣官房と厚生労働省は、デジタルファースト原則の下、介護者（家族）や行政手続を代行することが可能であるケアマネジャー等の負担状況に鑑み、行政手続等の棚卸結果等を踏まえオンライン化を可能とする行政手続の選定について検討を行い、2017年度（平成29年度）内にワンストップサービス実現に向けた方策を取りまとめる。

厚生労働省は、内閣官房とともに、ワンストップサービス実現に向けて

検討を行い、当該検討を踏まえて各府省中長期計画に盛り込み、2018 年度以降可能なものからワンストップサービスを開始する。

*KPI：課題の整理、方策の取りまとめ（2017 年度（平成 29 年度））*

#### ウ. 死亡・相続ワンストップサービス（◎内閣官房、関係府省）

##### a) 現状と課題(As Is)

行政手続等の棚卸調査において、「死亡・相続」に関連する手続は多数存在し、その大半がオンライン化されていない。また、我が国の年間死亡者数は直近で約 130 万人と増加傾向にある事からも、相続人の手続に係る負担やその手続を受ける行政機関・民間事業者等の負担軽減に向けた取組が必要である。「死亡・相続」に関して、死亡届・年金手続・不動産名義変更・税務申告といった行政手続は、それぞれ地方公共団体・年金事務所・法務局・税務署と行わなければならない、金融機関を始めとした民間事業者においても、各機関に対し戸籍謄抄本等の提出をするなど繰り返し手続を行っており、亡くなった人の財産保有状況等によって必要となる手続先は異なるなど、相続人の負担は大きい。また、行政機関間での手続もデジタル化されておらず、死亡者数増加に伴う手続件数の増加により行政側のコストも増大している。

##### b) 実現したい状態(To Be)

①相続財産の把握など必要となる手続先を容易に確認できる仕組み、②行政手続のバックオフィス連携等による手続の最少化やデジタル化による業務改革、③オンラインでどこからでも手続を可能とするワンストップ化、により相続人や行政機関・民間事業者の負担を軽減する。

##### c) 具体的な取組(To Do)

内閣官房は、2017 年度（平成 29 年度）内に「死亡・相続」手続に関する相続人・各行政機関の負担状況や課題の整理を行い、ワンストップサービスの対象とする手続を検討する。2018 年度内に関係府省と課題解決に向けた調整を開始し、ワンストップサービス実現に向けた具体的な方策を取りまとめる。2019 年度以降に制度改正等を踏まえ、可能なものから順次サービスを開始する。

関係府省は、2018 年度内の方策の取りまとめに向け、内閣官房とともに課題解決に向け検討を行う。

なお、「死亡・相続」に関する行政機関間の情報連携として、総務省、法務省及び国税庁は、2018 年 6 月末までに地方公共団体から税務署長へ通知する死亡等に関する事項（相続税法第 58 条の規定による通知書）のデジタル化やデータ提供方式等を検討し、実現に向けた方針を策定する。

KPI：課題の整理（2017年度（平成29年度））

KPI：方策のとりまとめ（2018年度）

### 3.3 個別サービス改革

横断的な取組に加え、国民・事業者等に対して大きな影響を持つ重要分野については、政府全体で進めるべき取組として先行的にサービス改革を実施する。以下の観点から選定された（1）から（15）までの各施策について、個別サービス改革を推進する。

- 「行政手続等の棚卸」等を踏まえ、特にニーズが高いと判断されるもの
  - ▶ 国民・企業の主要なライフイベントに関する手続を含むサービス
  - ▶ 各種添付書類を多く求めている手続を含むサービス
  - ▶ 手続件数が多く、国民企業等への影響が大きいサービス

各個別サービス改革は、標準ガイドライン群に基づき政府 CIO レビューの対象に指定するとともに、内閣官房及び総務省が組織するサービス改革推進チーム（「5. 価値を生み出す IT ガバナンス」参照）による支援の候補とする。具体的な支援施策や支援対象部分、支援内容等については、各府省中長期計画の策定状況を踏まえつつ決定する。

各事項の詳細については（別紙）「デジタル・ガバメント実行計画 個別サービス改革事項（詳細）」参照

#### （1）金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）（◎内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、関係府省）

行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会は、いまだ大量かつ多様な書面が残る業務である。官民双方の業務フローを整理した上で、原則としてデジタル処理を前提とした業務へと移行していくことにより、官民双方の負担を大幅に軽減するとともに、迅速かつ適正な行政事務の遂行を達成する。

#### （2）遺失物法関係サービスの利便性向上（◎国家公安委員会・警察庁）

遺失物法関連サービスについては、2017年（平成29年）4月の遺失物法施行規則等の改正において、特例施設占有者指定要件の緩和、電話確認での拾得物の返還を可能としたところである。この取組の状況を踏まえ、更なる利便性向上に向け、サービス改革に取り組む。

#### （3）自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上

#### (◎国家公安委員会・警察庁)

交通事故証明書の交付について、損害保険会社における業務の効率化及び交通事故の当事者への迅速な保険金支払等を可能とするため、オンライン申請を実施する損害保険会社の拡大を図る。

また、運転経歴に係る証明書の交付について、一括申請を行う企業等の事務負担を軽減するため、Web サイトから企業一括申請に係る申請書及び委任状の様式のダウンロードを可能とする。

#### (4) 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化 (◎総務省)

電子申請の普及促進により、無線局開設手続等における利便性の向上や、速やかな無線局の開設など、行政サービスの向上が進められるよう、個人免許人が主に使用する「電波利用電子申請・届出システム Lite」において、「マイナポータル」とのSSO（シングル・サイン・オン）を実現する。また、電波利用ホームページにおいて提供している無線局情報を機械的に取得可能とするため、現在の無線局情報検索機能にWebAPIを導入する。

#### (5) 住民税の特別徴収税額通知の電子化等 (◎総務省)

市区町村から事業者へ提供される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）は、電子的な通知が可能となったものの、多くが書面で行われており、電子化を進めることにより、官民双方の負担を軽減する。

また、市区町村から事業者を経由して個人へ提供される住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）は、電子情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討を進める。

#### (6) 電子調達サービスの利便性向上 (◎総務省、全府省)

物品・役務に係る競争入札参加資格申請時の添付書類に関し、関係府省の協力の下、必要性や利用者の負担軽減について再整理し、対応案の検討を行う。また、電子調達システムの利用率の向上に向け、各府省と利用者の双方の実態把握及び課題整理を行う。さらに、調達業務のAPIによる情報連携について、民間企業や各府省のニーズを踏まえ、対象データ及び機能の検討を進める。これらの取り組みによって、公共調達市場における事業者の参加機会の拡充、柔軟化に資する。

#### (7) 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進 (◎法務省、内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省)

世界最高水準の起業環境を目指して、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。また、各行政機関間において法人登記の情報連携を可能とすることにより、各種手続における法人の登記事項証明書

の添付省略を実現する。

#### **(8) 在留資格に関する手続のオンライン化 (◎法務省)**

我が国の中長期在留者数は増加傾向にあり、在留諸申請の受付に長時間を要するようになっている。これらの申請をオンライン化することで、地方入国管理官署の窓口に出頭する負担の軽減、在留審査手続の大幅な円滑化及び迅速化を実現し、在留資格に関する手続の利便性を高めるとともに、そのために必要な情報の把握などにより、在留管理基盤を強化する。

#### **(9) 旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化 (◎外務省)**

デジタル技術を活用した申請方法等の多様化に向けて、申請者のニーズを踏まえた手続の在り方を検討する。旅券発給審査時に必要となる情報等について、引き続き精査・検討し、法務省と協議の上、マイナンバー制度における情報連携の仕組みを活用して審査に必要な戸籍情報の入手が可能となれば、原則として、旅券発給申請時における戸籍謄抄本の提出を省略することとし、旅券発給における国民の利便性向上を図る。

#### **(10) 相続税申告のオンライン化 (◎財務省)**

税務手続については、申告納税制度の下、適正・公平な課税の観点も踏まえつつ、ITの活用等により、利便性の高い納税環境の整備を進めているところであるが、近年の税制改正、高齢化の進展等により相続税の申告件数が増加している中、相続税申告書の提出手段を多様化し納税者の利便性を向上させるとともに、税務行政の効率化を図る観点から、相続税申告書をインターネット経由（国税電子申告・納税システム（e-Tax））で提出可能とする。

#### **(11) 社会保険・労働保険関係の電子申請の利用促進 (◎厚生労働省)**

企業の担当者が行政機関へ申請するために必要となる交通費・郵送コストや行政機関での待ち時間が軽減でき、また、行政機関側においても、紙の記載内容を電子化する作業が軽減できるよう、対象手続、事業規模等を検討し、関係機関と調整の上、一定規模以上の事業所については電子的申請を義務化することで、円滑な社会保険・労働保険関係サービスの提供を実現する。

#### **(12) 公的年金関連サービスのデジタル化 (◎厚生労働省)**

記録管理システム及び基礎年金番号管理システムの刷新により、届書の処理期間の短縮を図る。また、「ねんきんネット」等の個人向けの情報提供については、一定の条件や費用対効果を勘案しつつ、年金個人情報であることを踏まえたマイナポータルやAPI等の適正な活用も含め、利用者にとってより利便性等の高い方法で閲覧できる方策等を検討する。

### (13) ハローワークサービスの充実 (◎厚生労働省)

原則来所が前提となっている求職登録、職業紹介等のサービスをオンライン化するとともに、求人検索等、既にオンライン化されたサービスについて利便性を高め、求職・求人活動一般について、来所を要せず、オンラインサービスでそれぞれ自主的に行えるようにする。

また、定型的な事業所サービスのオンライン化により効率化を図る一方で、不採用が続く求職者、指導等が必要な求人者の支援に対しては、窓口へ来所勧奨を行うなど個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、求人者に対しては、多様なニーズに対応した効果的なマッチングを実現するよう、事業所の実態把握を踏まえた充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。

### (14) 特許情報提供サービスの迅速化 (◎経済産業省)

発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの成果を最大限に活用し、積極的に世界市場への事業展開が進められるよう、制度利用者や特許情報を利活用する民間事業者が、特許公報により迅速にアクセス可能とするため、公報システムを刷新する。また、特許、実用新案、意匠及び商標に関する書誌情報・経過情報のデータ提供を迅速に行えるよう、システム開発を実施する。

### (15) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実 (◎国土交通省、国家公安委員会・警察庁、総務省、財務省)

自動車保有に係る各種行政手続に関し、IT 技術を活用することにより申請者負担の軽減、業務の効率化を図り、ひいては労働生産性の向上と新規分野への人的資源の再配置が進展するよう、オンライン・一括で行うことができるワンストップサービス (OSS) を充実させる。このため、OSS の未導入の地方公共団体に対しシステム構築などの環境整備を働きかけるとともに、事業者等へ申請方法などの周知を行うほか、利用拡大の阻害要因の解決に向けて検討・取組を進める。また、OSS の対象手続・車種の拡大について、関係府省等の協力の下、システム開発・環境整備を進めていく。

## 4 プラットフォーム改革

### 4.1 行政サービス、行政データ連携の推進

多様なサービスやデータをスムーズに連携させ、高度かつ便利なサービスを実現するためには、連携データや API の仕様を標準化するとともに、それぞれの情報システム等で保持しているデータを常に適切な品質に維持し、相互運用性を高めることが必要である。

行政分野においては、こうした標準化の取組は一層重要なものとなる。行政は、個人や企業等の社会経済活動に必須となるサービスの提供や、統計等の社会の基礎データの収集及び提供を担っており、社会における情報の流れの基盤として機能している。したがって、行政分野におけるサービスやデータの標準化を推進し、サービス及びデータ連携の基盤を整備することは、行政のみならず民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進<sup>4</sup>すると考えられる。また、標準化されたデータを積極的にオープンデータとして公開することで、官民を通じた幅広いデータの連携やサービスの向上も期待される。

こうした背景を踏まえ、以下の取組を進めることによって、行政サービス及び行政データ連携基盤の構築及び活用を推進する。さらに、民間との連携を行うとともに社会のグローバル化に対応するため、連携基盤はグローバルな連携を前提として進めていく。

なお、各情報システムにおける対応を進めるに当たっては、設計段階からデータ連携やオープンデータ等による活用を想定することが重要である。既に構築されている情報システムや機能について個別に標準化への対応を行う場合、改修コストの負担や、そもそものデータ収集方法の問題等によって、対応可能な範囲に限界が存在することが少なくない。情報システムの新規構築や、大規模な改修及び更改等の機会を捉え、設計段階から適切なシステムアーキテクチャ及びデータ構造やデータ収集・管理方法となるよう、対応を行っていく必要がある。

---

<sup>4</sup>例えば国税庁や金融庁においては、民間事業者等から提出される財務諸表、有価証券報告書等のデータのフォーマットの一つとして国際的な標準言語である XBRL を利用している。これは行政が集計しやすいだけでなく、データを活用する民間事業者等にとっても、企業間又は経年での比較といったデータ活用が容易になるなど、様々なメリットがあると言われている。

## 1) 行政データ標準の確立

### ア. 行政データ連携標準（仮称）の策定（◎内閣官房、全府省）

官民を通じた分野横断のデータ連携を行うためには、日付、公共施設・観光施設等の住所等の基本的なデータ形式の標準化が必要となるが、行政機関におけるデータ実装レベルでは、いまだこうした基本的なデータやコードの記法に揺らぎが存在している。これまでは人が目視で確認する等によりその揺らぎを吸収してきたが、データ連携が前提となる現在においては、揺らぎを抑える仕組みが必要である。

このため、内閣官房は、日本工業規格（JIS）や関連する国際標準等とも整合性をとりつつ、日付、公共施設・観光施設等の住所等の行政データを連携するための記法の標準を 2017 年度（平成 29 年度）末までに整備するとともに、必要に応じて改定、拡充を実施する。

各府省は、今後データ連携に使うデータを整備する際は、この標準を適用することとする。また、内閣官房は関係府省と協力して町字識別子及び町字情報の整備方針を 2017 年度（平成 29 年度）末までに策定する。

*KPI：行政データ連携標準（仮称）の策定*

*KPI：標準化対象データ数*

### イ. 文字情報基盤の活用等による文字環境の整備（◎内閣官房、◎経済産業省、法務省、財務省、全府省）

文字情報基盤については、2017 年（平成 29 年）に国際標準（ISO/IEC 10646 第5版）が完了したところである。本基盤の活用を推進するとともに、更なる環境の整備を実施し、文字情報に関する相互運用性を確保する。

各府省は、今後情報システムを整備する際、一般的業務に係る行政システムにおいては使用する文字の範囲は JIS X 0213 を原則とし、UCS<sup>5</sup>に従った表現（符号化及び記述法）でシステムの設計・構築を行う。加えて、現在個別に外字を使用している情報システムは更改時にその必要性を見直す。この際、戸籍氏名文字を表すことが必要な場合には、情報システムの現状を把握しつつ、文字情報基盤を通じたデータ連携を可能とする。

内閣官房は関係府省の協力の下、漢字、代替文字、フリガナ及びローマ字等を含む文字情報の現状や導入方法に関するガイドを 2017 年度（平成 29 年度）末までに整備する。

法人名に関しては、内閣官房は関係府省と協力し、法人名の英語表記の普及を図る。法務省は登記申請書への法人名のフリガナの記載を 2018 年度早期に開始する。

---

<sup>5</sup> Universal Coded Character Set

*KPI：文字情報の導入方法に関するガイドの策定*

*KPI：地方公共団体の調達における文字情報基盤参照割合*

#### ウ. 共通語彙基盤の推進、コード体系の確立（◎内閣官房、◎経済産業省、全府省）

官民を通じた分野横断のデータ交換を促進するため、各情報システムが持つデータ項目やデータ構造の標準化を推進する。このため、データ交換基盤である共通語彙基盤の整備及び活用を推進し、データ全体が正確に交換、活用できる環境を実現する。また、国際的なデータ連携を実現するため、米欧の行政用データ基盤とグローバルな連携を図る。さらに、語彙を定義する中でコードを定義する必要がある。既存語彙の関係性の整備等を通じて、社会の基本となるコードの整理を実施する。

内閣官房は、イベント、施設、設備等の社会基盤に関する分野、広報、調達、制度、法人活動等の社会活動に関する分野を重点分野とし、本分野に関する共通語彙基盤及びコード体系を、行政データ連携標準及び文字情報基盤とともに、2017年度（平成29年度）末までにリスト化（行政データ標準リスト（仮称））するとともに、必要に応じて改定、拡充を実施する。各府省は、2018年度以降、政府情報システムの新規開発又は次期の更改、若しくは大幅な改修時期を見据え、原則として行政データ標準リスト（仮称）に従った形で情報システムの設計・構築を行うことができるようルールを整備する。さらに、官民データ連携の一環として地方公共団体及び民間への展開を図っていく。

*KPI：実装ガイド数*

*KPI：地方公共団体の調達における共通語彙基盤参照割合*

#### 2) 行政保有データの100%オープン化（◎内閣官房、総務省、経済産業省、全府省）

行政保有データの原則オープンデータ化を徹底し、データを活用したイノベーションや新ビジネスの創出を後押しする。「官民ラウンドテーブル」の開催や行政保有データの棚卸結果の公開等を通じ、各府省が能動的に利用者のニーズを把握し、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、ニーズに即したオープンデータの取組を進める。また、行政保有データが、その収集から管理、提供に至るまで可能な限り自動的に品質が維持され、機械判読に適したデータ形式やレイアウトで、API等を通じオープンデータとして提供されるように業務・システムの設計・運用を行う。これによって、行政保有データが民間事業者等によって積極的に活用されるとともに、行政内部でも政策の企画・立案等に活用されている状態を目指す。

## ア. オープンデータに係るニーズの把握と迅速な公開

各府省が保有しているデータのリストを自ら公開し、利用者からオープンデータの公開要望を募ったり、相談窓口や民間事業者等と直接対話をする場を設けるなど、利用者のニーズを把握するための取組を2018年度から継続的に行う。また、その結果得られた公開要望のうち、オープンデータとしての公開が可能と判断したものは速やかに公開するとともに、データカタログサイトへ登録する。また、オープンデータとして公開が不可と判断したものについても、条件付きで公開できるものは公開するとともに、公開できない場合には、その理由を各府省の Web サイト等において公開する。さらに、支障のあるデータ項目を除いて公開したり、限定的な関係者間で共有する「限定公開」といった手法の活用も検討する。

*KPI：ニーズに即したオープンデータの取組方針とスケジュールの各府省中長期計画への反映*

*KPI：各府省において利用者の要望等に応じて新たに公開又は公開内容の見直しを行ったデータ件数*

## イ. オープンデータ・バイ・デザインの導入と計画的な推進

内閣官房を中心に、2018年内までに、標準ガイドライン群について、データの収集から提供まで、品質の高いデータが整備され維持される一貫したマネジメント（データマネジメント）を基礎とするオープンデータ・バイ・デザインの要素を組み入れる。

各府省においては、上記を踏まえたオープンデータ・バイ・デザインの取組方針とスケジュールを各府省中長期計画に盛り込む。政府情報システムの新規開発又は次期の更改、若しくは大幅な改修時期を見据え、オープンデータ・バイ・デザインに基づいたサービス・業務設計及び運用に順次切り替えていくため、各政府情報システム単位で対応計画を明確に定める。

なお、オープンデータ・バイ・デザインによるデータ提供がなされるまでの間であっても、「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）にのっとり、行政保有データ（情報システム以外の各種業務で作成又は収集したものを含む。）を利用しやすい形でオープンデータとして提供するための取組を継続的に実施する。

*KPI：オープンデータ・バイ・デザインの標準ガイドライン群への反映（2018年内）*

*KPI：オープンデータ・バイ・デザインの取組方針とスケジュールの各府省中長期計画への反映*

### 3) API 整備の推進 (◎内閣官房、◎総務省、◎経済産業省、全府省)

民間サービスまで含めたワンストップサービスの実現等、官民連携の実現に当たっては API の整備を進めることが重要である。一方、行政機関においても API を公開する情報システムが存在するものの、通信ルールや開発者への提供方法が不統一である等、必ずしも利便性が高い形で API を公開できていない状況にある。API の公開は官民連携をシームレスに実現していくための強力なツールとなり得るため、開発者・利用者にとって利便性の高い形で API を公開することが必要である。また、API は内部システムへのアクセス手段を提供するものでもあるため、従来のウェブセキュリティとは異なる観点での情報セキュリティ確保に取り組む必要がある。

このため、内閣官房は、現在公開している API 関連ガイドβ版の評価結果を踏まえ、2017 年度（平成 29 年度）末までに正式版として公開する。各府省は、本計画に規定されているもののほか、本ガイドを踏まえ、各行政サービスにおける API の整備について検討を行い、各府省中長期計画にその内容を盛り込む。加えて、API 開発者・利用者と意見交換を行う場を設けるなどによって意見把握に努め、API 開発者・利用者のニーズを十分に反映しつつ、API の改善について検討を行い、各府省中長期計画に順次その内容を反映させる。内閣官房及び総務省は各府省における API 整備・活用状況のフォローアップを行い、API リストの作成を行い公開する。

あわせて、総務省は、各府省における API の公開に当たり、利用者の利便性向上、API の標準化、情報セキュリティの確保等の観点から、API を一元的に公開する基盤の整備に向けて検討を行い、2018 年度早期に成案を得る。

また、経済産業省は、法人デジタルプラットフォーム構築を通じ、利用者、開発者にとって利便性の高い API の整備を進める。

*KPI : API 関連ガイドの正式版及び API リストの公開*

*KPI : API を一元的に公開する基盤についての成案 (2018 年度早期)*

### 4) Web デザイン指針等の整理統合・拡充 (◎内閣官房、全府省)

内閣官房を中心に、各府省のポータルサイトを重点に、これまで掲載項目などの方針等をまとめていた「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」（平成 27 年 3 月 27 日 CIO 連絡会議決定）及び Web サイトガイド群の統合集約・拡充に向けた検討を 2018 年度から開始する。この際、マルチデバイス、マルチプラットフォーム、レスポンシブルデザイン等の方針を示しつつ、サービスデザイン思考を踏まえた、使いやすい Web デザインや Web フォームなどの設計上の留意点など、実践的なノウハウを盛り込む。また、ドメインの整理・統合を更に進め、全体のリストを整理することにより、国

民に利用しやすい Web 環境を実現する。

*KPI* : Web デザイン指針を標準ガイドライン群へ集約完了

*KPI* : 政府ドメイン (go ドメイン) 及び政府機関の非 go ドメインの移行・集約数

## 4.2 システム基盤の整備

---

### 1) 行政情報システムのクラウド化 (クラウド・バイ・デフォルト)、政府情報システムの将来像の検討

#### ア. クラウド利用に関する考え方の整理 (◎内閣官房)

投資対効果やサービスレベルの向上、サイバーセキュリティへの対応強化を図るため、政府情報システムの新規開発又は次期の更改、若しくは大幅な改修時期を見据えつつ、システム方式として、クラウドの活用を推進する。

このため、各種クラウド利用に関する考え方や課題等の整理を実施する。特に、民間クラウドを採用する際に、当該クラウドの技術的、管理的なレベルが政府情報システムを構築するのに十分であるかどうかを判断する材料を提供する。

具体的には、内閣官房は、2017 年度 (平成 29 年度) までに、政府情報システムにおけるクラウド・バイ・デフォルトの基本的な考え方、各種クラウド (パブリッククラウド、プライベートクラウド等) の特徴、クラウド利用における留意点等を整理する。あわせて、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群 (平成 28 年版) (以下「統一基準群」という。) を踏まえた情報セキュリティの考え方について整理を行う。

*KPI* : 政府情報システムの基本的なクラウド・バイ・デフォルトの考え方等の整理等

*KPI* : 政府情報システムにおけるクラウド活用数

#### イ. 政府共通プラットフォーム (◎総務省)

政府共通プラットフォームについては、国民、企業等及び各府省のニーズや、投資対効果の検証を踏まえつつ、標準化・共通化等の利点を活用した移行を推進する。さらに、情報システムに係る資源・環境の柔軟な提供や、データ連携等に資する共通基盤機能の整備・充実等も検討すべきである。

このため、総務省は、内閣官房が整理するクラウド利用に関する考え方も踏まえ、新たな基盤としての政府共通プラットフォームの在り方を整理し、2020 年度中の提供開始を目指し、2018 年度上半期までにそのための整備計画を策定する。

*KPI：新たな政府情報システム基盤の整備計画の策定*

#### ウ. 政府情報システムの将来的な在り方の検討（◎内閣官房、◎総務省、関係府省）

政府情報システムの実態及び技術の進展状況を踏まえ、各府省共通システムを始めとした政府情報システムのデータ及び業務の有機的連携に向けて、内閣官房及び総務省を中心として、政府情報システムの将来的な在り方について検討し、2019年度中に成案を得る。

*KPI：政府情報システムの将来的な在り方についての成案（2019年度）*

#### 2) 本人確認等の手法の見直し（◎内閣官房、経済産業省、全府省）

政府における各種手続では本人確認に押印を求める場合が多く、オンライン化に当たっての課題となっている。押印に関しては、技術の進展による偽造容易性も踏まえ、各手続における本人確認等の手法としての必要性を再確認するとともに、押印などによる本人確認が求められる場合には、原則、電子的な確認手法への移行を目指すとともに、利便性と安全性をバランスした解を見出すことが必要である。

電子的な本人確認等の手段についても、行政手続における本人確認等の手法として広く用いられているマイナンバーカード等を用いた電子署名に加え、情報システムの取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案し、電子署名以外の電子認証等の適切な技術選択を行うことが重要である。また、電子認証に関しては、近年技術標準の検討も進んでおり、国際的な標準化（米国 NIST SP800-63-3 等）とも整合性を持った取組を推進する必要がある。

上記の背景を踏まえ、内閣官房において、2017年度（平成29年度）末までに押印見直しに関する方針を整理するとともに、2018年度を目途に、「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」（平成22年8月31日CIO連絡会議決定）の見直しを行う。各府省は、本見直しを踏まえ、保有する手続において本人確認等の手法の見直しを実施し、内閣官房は、法令の改正における雛型の提示など、各府省の見直しへの支援を行う。この際、マイナンバーカードに搭載された公的個人認証や、同カードと電子委任状を活用した代理権を確認できる仕組みなど、新たな本人確認手法を含む様々な選択肢を考慮に入れる。

*KPI：押印見直しに関する方針の整理（2017年度（平成29年度）末まで）*

*KPI：「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の見直しの実施（2018年度を目途）*

### 3) 情報システムに関する技術トレンドへの対応 (◎内閣官房)

政府情報システムも、汎用技術を組み合わせたもので構築されており、日々変化する技術トレンドに対応していくことが重要である。現状、どのような技術を採用するかは個別に判断されており、政府情報システムによって異なっている。結果として、ロードマップが不明な製品や情報セキュリティの脆弱性の起こりやすい製品が存在している。また、事業者の提案への依存によって、ベンダーロックインから脱却できないだけでなく、今後主流となると考えられている技術の導入検討がされない場合も発生している。

こうした背景を受け、政府情報システムの新規開発又は次期の更改、若しくは大幅な改修時期において、技術トレンドを認識し、技術トレンドを踏まえて情報システムを構築することができるよう、内閣官房は、政府情報システムの技術トレンドへの対応方針、脱却すべき技術、今後採用すべき技術及びこれらに関する移行方針について 2018 年度を目途に整理を行うとともに、整理後も継続的な見直しを実施する。また、技術の継続的バージョンアップに対応するための、情報システムの維持管理手法の検討も行う。

*KPI: 技術トレンドへの対応方針、脱却すべき技術、今後採用すべき技術及びこれらに関する移行方針の整理*

*KPI: 継続的バージョンアップに対応する情報システムの維持管理手法の検討*

### 4) サービスデザイン思考の導入による e-Gov の刷新 (◎総務省)

e-Gov を利用する国民・企業等に対して質の高い行政サービスを提供するため、総務省は、2018 年度からサービスデザイン思考を導入し、利用者、ソフトウェアベンダー等との共創によって、e-Gov の提供サービス及びデザインについて段階的な見直しを行う。

また、e-Gov では、外部連携 API 対応ソフトウェアによる電子申請が増加しているところ、API の更なる普及を図るため、2018 年度から利用者ニーズの変化等に迅速に対応できるようにするための機能改善に取り組む。

*KPI: e-Gov への総アクセス件数 (2021 年度の総アクセス件数を 2016 年度 (平成 28 年度) 比で 2 倍に増加)*

*KPI: API からのアクセス件数 (2021 年度のアクセス件数を 2016 年度 (平成 28 年度) 比で 4 倍に増加)*

### 5) マイナポータル API 提供によるサービス連携の拡大 (◎内閣府)

マイナポータルの主要機能である自己情報表示機能及びサービス検索・電子申請機能などの API を 2019 年度までに順次提供し、行政機関のみならず民

間企業等のオンラインサービスとの連携を可能とする。

自己情報表示機能については、国の行政機関や地方公共団体等が保有する個人情報をもとに本人同意と公的個人認証を活用した厳格な本人確認に基づいて他のオンラインサービスへ連携することを可能とする API として提供する。

また、サービス検索・電子申請機能については、コネクテッド・ワンストップサービスの受け皿として、子育て分野以外のワンストップサービスの実現に向け、サービス対象を地方公共団体から国の行政機関や民間企業などにも拡大するため、サービス検索・電子申請 API として提供する。

サービス検索機能については、手続の申請様式の入力項目単位で比較できるように機能を拡張し、同一の手続について申請等に必要の入力項目を全国横断的に比較可能とすることで、手続の申請に必要な入力項目を標準化する流れにつなげ、既存業務の業務改革（BPR）を促す契機を醸成する。

なお、既にソーシャルメディアとの連携を実現しているサービス検索 API については、サービスとの接点の多様化を目指し、更なる連携を推進する。

加えて、外部のオンラインサービスとの認証連携機能についても、電子化された各種証明書をまとめて取得し、別の外部のオンラインサービスへ一括して連携することで電子手続の省力化が可能となるよう、2018 年度以降、連携先を拡大する。

*KPI：外部 API 連携オンラインサービス数*

*KPI：API 利用数*

*KPI：認証連携を行う外部オンラインサービス数*

## 6) 法人デジタルプラットフォームの構築（◎経済産業省、内閣官房、関係府省）

現在経済産業省が運用している法人インフォメーションでは法人番号を付番した許認可、調達、補助金、表彰等のデータを集約し、法人と各府省間の活動情報を提供している。

法人番号と法人インフォメーションの活用を通じて、まずは経済産業省の産業保安関係法令手続、中小企業向け補助金申請等の主要な行政手続から簡素化・デジタル化を進め、データが官民双方で有効に活用されるデジタルプラットフォームの構築を進める。

*KPI：法人インフォメーションのアクセス数（2020 年度までに年間 200 万件）*

*KPI：法人インフォメーションと API 連携しているサービスへのアクセス数（2022 年度までに年間 50 万件）*

*KPI：法人インフォメーションを用いてデータ連携している手続の種類数*

## ア. 行政手続における法人番号入力の原則化とデータ連携環境の整備

法人に関する情報をデータ連携する際、それぞれのデータに法人番号が紐付いていることが前提条件となる。このため、各府省は、法人からの申請を受け付ける際などのフォームにおいて法人番号入力欄を原則設けるとともに、行政手続のオンライン化を徹底し、申請情報を機械判読可能なデータとして取得する。

あわせて、経済産業省は内閣官房と協力し、法人インフォメーションに集約するデータを2018年度上半期までに特定する。その上で、当該データを扱う行政手続においてワンスオンリーを実現するため、各府省から法人インフォメーションへのデータ集約を行う。データ集約に当たっては、共通語彙基盤に基づく政府共通のデータ項目やAPI形式を活用することで、自動的に更新される環境の整備を進める。特にニーズの高い補助金データの集約を進めるべく、補助金申請に関する手続を官民双方でデジタルに行えるシステムの構築を進める。

また、経済産業省は省内でのデータ連携のための事業者方の申請データをはじめとしたAPI形式の整備やデータ連携プラットフォームの整備を行い、2019年度から省内で試行し、2020年度から他府省でも活用できる環境を目指す。

## イ. 法人共通認証基盤の構築

法人関係の行政手続のワンストップ化と法人の負担にならない形での認証を実現するため、特に法人との接点の多い経済産業省において、法人が電子的な行政手続を1つのIDで行うための認証システムとして法人共通認証基盤を2018年度に開発する。2019年度から経済産業省の行政手続で試行を実施するとともに、2020年度から他府省の行政手続にも活用できる環境を目指す。

## ウ. 個人事業主番号に関する検討

個人事業者に対する番号については、マイナンバーとは別の新たな番号付番への具体的なニーズの洗い出しを行い、法人番号の利用状況等を踏まえ、要否も含めて検討を行う。

## 7) 制度情報基盤の整備

### ア. 行政手続等の棚卸の継続・改善（◎内閣官房、全府省）

2017年度（平成29年度）に実施した行政手続等の棚卸は、事実を細かな粒度まで把握するための重要なツールである。内閣官房は、棚卸の結果を年度末までに取りまとめ、オープンデータの形で公開する。また、今後、各府省が行政サービス改革の基盤データとして活用することができるよう、内閣

官房は、各府省の協力を得つつ、棚卸データの継続的なメンテナンスを行う。

この際、国・地方公共団体といった行政サービスの提供主体に関わらず、法令に基づく全ての行政手続等にユニークな ID を振り、各府省はもとより、全ての地方公共団体や民間事業者とも共有を図るとともに、行政サービスの改廃等に伴う ID の保守・運用を継続的に実施する。これによって、棚卸業務の効率化や、異なる主体間での手続事務の標準化等を図り、もって、行政サービスのデジタル化を促進する。

*KPI：行政手続等の棚卸の継続実施*

#### イ. 制度データベースの拡充（◎内閣官房、関係府省）

制度情報の一元的で分かりやすい提供に対するニーズは非常に大きく、防災の観点からも重要である。民間でのデジタル技術を使った情報提供では、利用者のニーズや検索履歴によるパーソナライズが行われており、行政が提供する制度情報についても、こうした技術を活用した改革が求められている。

国と地方が連携した一元的な制度情報の提供を行うとともに、制度情報の標準化を行うことで、国・地方公共団体を始めとして官民データの融合を実現する。

このため、内閣官房は、棚卸データとも連携しつつ、データ標準リスト（仮称）に準拠した制度データ標準の整備を 2017 年度（平成 29 年度）末までに行うとともに、官民データセットの一環として地方公共団体への展開を図る。また、各府省は、制度情報の登録と更新を行う。

*KPI：制度情報の蓄積数*

*KPI：制度情報へのアクセス数*

#### ウ. 調達データ標準の整備（◎内閣官房、関係府省）

国と地方が連携した一元的な調達情報の提供を行うとともに、調達情報の標準化を行うことで、民間データの連携や、国際標準への対応を実現する。

内閣官房は、国際標準や共通語彙基盤に準拠した調達データ標準の整備を 2017 年度（平成 29 年度）末までに行うとともに、官民データセットの一環として地方公共団体への展開を図る。

内閣官房は関係府省の協力を得て、調達情報データの標準化の検討を行い、官報に掲載する調達情報等を情報交換するための共通的な API の検討を進める。

*KPI：API での調達情報提供機関数*

#### エ. イベントデータ標準の整備（◎内閣官房、経済産業省、関係府省）

国と地方では経済活性化や生活の質向上等のため、特に政策の普及のために様々なイベントが行われているが、その情報が十分に伝わっていない。

内閣官房は、国際標準や共通語彙基盤に準拠したイベントデータ標準の整備を 2017 年度（平成 29 年度）末までに行い、国が主催、共催、後援等を行うイベントに関して、府省に普及を図るとともに官民データセットの一環として地方公共団体への展開を図る。

*KPI : API でのイベント情報提供機関数*

#### 8) 府省共通システムの推進（◎内閣官房、◎総務省、人事院、経済産業省、全府省）

府省共通システムについては、2003 年（平成 15 年）の「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日 CIO 連絡会議決定）以来、最適化計画の下に整備が進められてきた。今後、引き続き府省共通システムの安定的運用を行うとともに、各府省において、府省共通システムを最大限活用した業務効率化及び業務改革（BPR）を推進する。

このうち、人事・給与関係の業務・システム改革については、「人事給与業務効率化に向けた改善計画」（平成 27 年 8 月 7 日人事給与業務効率化推進会議）及び「人事・給与等業務・システム最適化計画」（平成 29 年 2 月 28 日 CIO 連絡会議）に基づき、引き続き、業務改革（BPR）を進め、IT の活用等による抜本的な効率化を実現するための取組を行う。

また、各府省共通の旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務に係るシステム（SEABIS）については、引き続き旅費支給までの平均手続期間を 30 日以下にすべく運用改善に取り組むとともに、新規のシステム構築も含めた改修の方向性を検討し、2020 年度までに導入を図る。システム検討に当たっては利用者である職員の使い勝手等の観点からプロセスの簡素化やサービスデザインの改善について十分考慮し、行政コスト削減を実現するとともに、利用者のシステム利用における負担軽減・生産性向上を目指す。

また、「1)ウ. 政府情報システムの将来的な在り方の検討」の中で、府省共通システムの将来的な在り方についても検討を行い、2019 年度中に成案を得る。

*KPI : 政府情報システムの将来的な在り方についての成案（2019 年度）（再掲）*

## 5 価値を生み出すITガバナンス

### 5.1 サービス改革に対応した推進体制の整備

#### 1) 政府 CIO レビュー制度の確立（◎内閣官房、関係府省）

2013年（平成25年）の政府 CIO の設置以降、政府 CIO 自らによるレビューを実施し、政府情報システム改革や IT 化・業務改革（BPR）を推進してきた。今後、デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を推進するに当たり、政府 CIO を中心とした全体ガバナンス体制を強化するため、政府 CIO が自らレビューを実施する対象や調整プロセスを、政府 CIO レビュー制度として政府全体の IT ガバナンスの中に明確に位置付ける。

政府 CIO レビューの対象は、本計画に記載されている施策のうち重要なプロジェクトや、各府省中長期計画の策定案や進捗状況等とし、内閣官房を中心として、詳細なレビュー対象や改善・改革や調整に関与するプロセスについて2018年上半期を目途に整理する。

*KPI：政府 CIO レビュー制度の明確な導入*

#### 2) サービス改革支援チームによる支援（◎内閣官房、◎総務省、関係府省）

政府 CIO の指揮の下、内閣官房及び総務省を中心として、各府省によるサービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）やプロジェクトを支援するためのサービス改革支援チームを組成する。同チームは、サービスのフロント部分及びバックオフィスの業務の双方を対象として、「3.2 4) ワンストップサービスの推進」や「3.3 個別サービス改革」に掲げられたプロジェクト等を中心に、各府省の PMO、PJMO と連携し、サービスデザイン思考に基づく改革を支援するなど、内閣官房及び総務省が協力・分担しながら各府省の取組を後押しする。

また、この一環として、以下の取組を実施する。

取組に当たっては、これまで蓄積してきた IT 化・業務改革（BPR）のノウハウの集約・共有や、政府 CIO 補佐官の積極的な活用、民間の専門的な外部人材の登用等によって、サービス改革支援チームの支援機能の継続的な充実を図る。

##### ア. サービスデザイン思考の実践

サービス改革支援チームは、実体験に基づくきめ細かいノウハウを身に付けるため、自らサービス改革を実践する。また、本計画に記載されているプロジェクト等を中心に、ワークショップの開催等を実施し、サービスデザイ

ン思考の浸透を促進する。ワークショップには関連する府省も参加するものとし、必要に応じて民間等の協力を得る。ワークショップに参加した各府省の担当者は、自府省又は他府省のプロジェクトに対し、サービス改革の支援を実施することで、サービスデザイン思考の浸透を図る。

*KPI：サービス改革の支援を実施するプロジェクト数*

#### イ. サービス改革に必要となる環境整備への貢献

サービス改革支援チームは、各プロジェクトから得られたノウハウやサービス改革事例の蓄積・共有を図り、標準ガイドライン群やサービスデザインに関するガイド、総務省等が提供する研修等の教育プログラムへ反映することによって、政府全体のサービス改革の品質向上を支援する。また、アジャイル開発やプロトタイピングの推進、サービスデザイン思考に対応した調達の内り方等、サービス改革に必要となる各種要素について、現状の課題や解決の方向性を個別の事例から抽出し、政府内部における検討へのインプットを行う。

*KPI：サービス改革に必要となる各種要素の政府内部における検討へのインプット*

### 3) 各府省ガバナンスの強化（◎内閣官房、◎全府省、総務省）

各府省における IT ガバナンスについては、2016 年度（平成 28 年度）から各府省情報化専任審議官（副 CIO）が設置されるなど一定の強化が図られてきた。一方、各府省におけるステークホルダ（CIO、副 CIO、政府 CIO 補佐官、PMO、PJMO 等）の役割やガバナンス体制は府省ごとにばらつきが存在しており、全ての府省において十分なガバナンスが機能しているとは言えない状況にある。

各府省の IT ガバナンスを一層機能させるため、内閣官房を中心とし、2017 年度（平成 29 年度）中に、CIO、副 CIO 及び全体管理部門、政府 CIO 補佐官の役割、他の官房組織等との連携、府省内の手続制定などのルールを明確にするため、標準ガイドライン群を改定する。これを受け、各府省は、2019 年度までに段階的に、役割の明確化（組織の再編を含む。）、府省内手続の制定を行い、定着させる。

*KPI：標準ガイドライン群における CIO、副 CIO、政府 CIO 補佐官等の役割の明確化*

*KPI：IT ガバナンスに係る手続を全府省が制定していること*

### 4) 各府省中長期計画（◎内閣官房、◎総務省、◎全府省）

各府省は、本実行計画に掲げる取組を実現するとともに、各府省における

デジタル・ガバメント推進を戦略的に進めるため、「サービス設計 12 箇条」等を踏まえ、CIO 及び副 CIO のリーダーシップの下、2018 年上半期を目途に中長期的な計画を策定する。各府省中長期計画においては、以下の取組並びに計画期間における情報システムに係る投資内容及びその費用を明らかにするとともに、計画により達成する目標を定量的に定めるものとする。

- ✓ サービス改革（BPR）の取組
- ✓ API 整備の取組
- ✓ オープンデータの推進に係る取組
- ✓ クラウド化の取組
- ✓ デジタル・ワークスタイルの推進に係る取組

内閣官房及び総務省は、各府省中長期計画の案について、本実行計画に掲げる取組を総合的に推進する観点からの調整を行う。

各府省は、内閣官房及び総務省との調整の後、各府省中長期計画の案について、行政情報化推進委員会等において決定し、速やかに公表する。

各府省は、各府省中長期計画に基づき計画的にデジタル・ガバメントを推進し、少なくとも年 1 回、各種施策の進捗状況を踏まえた各府省中長期計画の見直し・拡充を行う。

各府省中長期計画の策定に伴い、投資管理、システムコスト削減、システム改革ロードマップ、人材確保・育成などの個別に計画を策定し進めてきた取組については、必要に応じ当該計画を廃止し、本計画においてその取組内容について関係性を整理し統合する。

*KPI：各府省中長期計画の策定府省数*

## 5) 人材確保・育成

### ア. セキュリティ・IT 人材の確保・育成（◎全府省）

セキュリティ・IT 人材の確保・育成については、2016 年度（平成 28 年度）に各府省において「セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」を策定し、これに基づき取組を行っているところである。今後、本取組を着実に推進するとともに、サービス改革、データ利活用を推進するための人材確保・育成を実施する。

各府省のセキュリティ・IT 人材育成支援プログラムを通じ、府省内の人材ローテーションの長期化等も含め、セキュリティ・IT に係る業務に充てるべき人材を計画的に育成する。加えて、引き続き政府 CIO 補佐官制度を適切に運用するとともに、必要に応じ、外部人材の登用を含め、即戦力の人材の確保を検討する。この際、デザイナーやプログラマ等のサービス改革に必要となる専門知識を持った人材の登用を考慮する。

*KPI：人材確保・育成状況の進捗を踏まえた各府省「セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」の改定*

#### イ. 情報システム統一研修の見直しと拡充（◎内閣官房、◎総務省）

内閣官房、総務省等において、2017 年度（平成 29 年度）内に、総務省が実施する情報システム統一研修（以下「統一研修」という。）等の修了者に対し橋渡し人材（高度専門人材と一般行政部門との橋渡しとなるセキュリティ・IT 人材）としてのスキルを認定する仕組みを構築する。

また、総務省において、上記スキルの認定の推進に資するため、統一研修（うち集合研修）の定員を 2019 年度までに 1,800 人を超える規模とすることを目指す。

また、サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）や、オープンデータ・バイ・デザインに基づいた業務の設計・運用等を行うことのできる人材を育成していくため、順次統一研修に係る研修メニューの充実を図るとともに、標準ガイドライン群へのサービスデザイン思考の要素等の組入れを踏まえて内容を見直した統一研修を、2020 年度を目途に開始する。

*KPI：統一研修（うち集合研修）の定員*

*KPI：統一研修の実施計画の見直し*

## 5.2 マネジメント及びプロセスの強化

---

### 1) 政府情報システム改革の着実な推進（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

2018 年度までに政府情報システム数の半減（2012 年度（平成 24 年度）（1,450 システム）比）、2021 年を目途に運用コストの 3 割削減（2013 年度（平成 25 年度）（約 4,000 億円）比）を目指すため、各府省は、システム要件や業務要件の精査を進め、達成に向けた取組を着実に実施する。内閣官房及び総務省は、進捗状況を取りまとめるとともに、コスト削減等のノウハウの集約・横展開を実施し、各府省の取組の支援を行う。

*KPI：システム数（2018 年度までに 2012 年度（平成 24 年度）比で半減）*

*KPI：運用コスト（2021 年度までに 2013 年度（平成 25 年度）比で 3 割削減）*

### 2) 情報システム調達に係る諸課題の検討（◎内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省）

政府における一般的な情報システムの調達においては、利用者のニーズを柔軟に反映する仕組みが導入されておらず、予算要求の段階から仕様を詳細に検討して、あらかじめ執行予定額を確定させる従来のウォーターフォール型開発の考え方のみでは、要求時と設計・開発時のタイムラグなどを鑑みる

と、外部環境の急速な変化に対応し、利用者のニーズ等を適時適切に反映することは難しい。

また、民間の知見を活用し、行政と事業者とが一丸となって価値を生み出すためには、発注者たる行政と受注者たる事業者とが政策課題を共有し、対話を通じて相互理解を深めた上で契約することが重要であるが、調達仕様書等のドキュメント以外の意思疎通手段は乏しい状況にある。

加えて、依然として、根本的な人材の不足、短期間での人事異動等に起因する行政の発注力、交渉能力のばらつきは解消されていない上、民法改正等の環境変化への対応も求められているところである。

これらの諸課題を解決するためには、行政の意識改革のみならず、予算、調達、国際協定、行政の慣行、社会通念の変化等、複雑かつ多岐に渡る要素の関係を整理しつつ、十分な議論が必要となることから、現状と課題を具体的に深掘りして事実を把握した上で検討を行うため、2018年度中に内閣官房、各府省等の幅広い関係者で構成されるワーキンググループ等の検討の場を設置し、検討を開始する。

*KPI：2018年度中にワーキンググループ等の検討の場を設置し、検討を開始する。*

### 3) 情報利活用と情報セキュリティの一体的推進（◎内閣官房、総務省、全府省）

情報セキュリティ環境が一層悪化する中、情報セキュリティの強化は喫緊の課題となっている。一方で、情報セキュリティを重視する余り、結果として業務の非効率を招くような過剰な対策の実施や、その抜け道としての業務情報の管理外端末による処理（シャドーIT）等の課題が懸念されている。

こうした中、情報セキュリティ分野と情報活用分野の一層の連携を進め、情報システムの利用実態の可視化及び管理を確実にしつつ、利便性の高い利用者環境への転換を図り、本質的な情報セキュリティを確保するとともに、情報利活用が進む環境を整備する。

各府省は、シャドーIT等の課題も念頭に、情報利活用と情報セキュリティのバランスを図り、投資対効果や業務効率を総合的に勘案した上で、情報セキュリティ対策を推進する。

また、この一環として、内閣官房を中心に、2018年度から順次、標準ガイドライン群と統一基準群の一層の整合性の確保と融合を図る。

*KPI：標準ガイドライン群と統一基準群の一層の整合性の確保と融合（2018年度から開始）*

#### 4) 標準ガイドライン群の充実・拡充・定着（◎内閣官房、総務省、全府省）

各府省は、プロジェクトを成功させ、生み出す価値を最大化するという観点から、IT マネジメントの強化を図る。このため、内閣官房を中心として、本計画において作成や検討等を行うこととされたルールやガイドライン等を含め、標準ガイドライン群の体系を整理しつつ、より効果的な調達手法の検討、品質管理機能の強化、リスクのあるプロジェクトに関する第三者検証スキームの導入等の検討を行い、継続的に標準ガイドライン群の充実・拡充を進めつつ、その定着を図る。総務省は、これらを踏まえ、内閣官房と連携し、政府情報システム管理データベース（ODB）の更改に合わせ、その見直しを行う。

*KPI：標準ガイドライン群の改定*

### 5.3 デジタル・ガバメントの推進に係るその他の取組

---

#### 1) デジタル・ワークスタイルの実現

行政サービスをデジタル化したとしても、行政内部の業務が従来の紙を中心としたやり方にとどまったままでは、デジタル化の便益を十分享受することができない。サービス改革の効果を最大限に発揮するためにも、行政内部の業務やワークスタイルをデジタルに対応したものに变革していくことが必要である。

##### ア. テレワークの推進（◎内閣官房、総務省、全府省）

テレワークは、働く場所を柔軟に選択できるため、勤務に当たって制約を抱える職員も能力を発揮できる働き方の一形態であるが、ハード面等において、まだ十分に環境が整備されているとは言えない状況である。このため、テレワークの環境整備に当たり、2020年におけるKPIの目標値達成を図る。

国家公務員については、2020年度までに、①必要な者が必要な時に、テレワーク勤務を本格的に活用でき、②リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行う。

これとあわせて、各府省は、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、府省内で行われる会議への遠隔参加（Web会議）が可能となる環境を順次整備する。また、2018年度を目途に、審議会や幹部会議等における資料の原則ペーパーレス化を進める。さらに、テレワーク・デイ、テレワーク月間といった国民運動において、率先した取組を行う。

*KPI：2020年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備、②リモートアクセス機能*

の全府省での導入

#### イ. デジタル・ワークスタイルを実現するための環境の整備（ペーパーレス化、オフィス改革等）（◎全府省、総務省）

IT を最大限活用して公務の高い生産性を実現するためには、既存のプロセスにまで踏み込んだ業務改革（BPR）を実施し、行政内部の業務を、エンドツーエンドでデジタルを前提としたものに改革していくとともに、自席や職場に限らずどこでも仕事ができ、また、職員同士のコミュニケーションの向上や新たなアイデアの創発を促進するような環境の整備や意識の醸成が必要である。

例えば、業務上使用する文書等について、デジタルデータで作成された文書であっても、文書交換する際には紙媒体や編集が困難な PDF ファイル等、再利用が困難な形で流通しており、行政機関内部業務の非効率を生んでいる。このため、行政機関相互の文書交換においては原則としてデジタルデータを正本として扱うこととし、文書の保有・流通に当たっては再利用・編集が容易なファイル形式で行うことを基本とする（性質上必要な場合には保護をかけた PDF ファイル等を併用する。）。

さらに、例えば、総務省では、一部部局において、①ペーパーレス化を進めた上で、②円滑なコミュニケーションに役立つようフリーアドレス型のデスクを導入し、③無線 LAN を活用することで勤務スタイルの流動性、可動性を高め、「働き方」の見直しを行う「オフィス改革」に取り組んでおり、他の一部府省もこれを参考とした取組を行っている。

各府省は、このような取組も参考としつつ、LAN 更改等のタイミングも見据えながら、情報セキュリティの確保に留意しつつ、各組織のミッションに見合ったデジタル・ワークスタイルを実現する環境を整備することとし、各府省中長期計画に盛り込む。総務省は、前述の先行事例の展開やノウハウの提供によって、検討を行う府省への協力を実施する。

*KPI：各府省においてデジタル・ワークスタイルを実現するための業務環境の整備に関する KPI を設定し、各府省中長期計画に盛り込む*

## 2) 広報・普及及び国際展開

#### ア. デジタル・ガバメント推進のためのサービス利用者側への広報（◎内閣官房、◎総務省、関係府省）

デジタル・ガバメントを実現し、行政サービスが真に利用者に価値を提供するためには、サービスは、利用者側が不便・面倒と感ずることなく利用されなければならないという考えに、行政の意識を変えていく必要がある。そのためには、行政が、サービスの利用者側とコミュニケーションをより深め、

利用者ニーズについてこれまで以上に把握と分析を行うことが重要である。特に、官民連携によるデータ活用や API 整備による行政サービスの利便性向上に当たっては、民間企業のニーズ把握が不可欠である。その上で、どの世代の利用者のどのようなライフイベントにおけるどのようなニーズに応えるものか等、具体的に広報・普及を行っていく必要がある。また、そもそもサービスの認知度が低く、サービス利用者に情報が届いていない場合も多い。利用者の動線を考え、適切に情報が届けられるようにしていく必要がある。

このような考えを踏まえ、内閣官房及び総務省は、デジタル・ガバメント推進のための利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた広報等の在り方並びに利用者に対して適切に情報を届けるための仕組みについて検討し、2018 年上半期を目途に結論を得る。

また、内閣官房及び総務省並びに各府省は、特にデジタル・ガバメントの推進に関する情報について、Web コンテンツ等の所在を分かりやすくすることや、自動翻訳が対応しやすいフォーマットとすること等、テクノロジーの効率的な活用を心掛けながら、国内外へのタイムリーで分かりやすい情報発信に努める。

*KPI:利用者ニーズの把握、適切な広報・普及の在り方等に係る検討状況*

#### イ. 戦略的な国際対応（◎内閣官房、◎総務省、◎経済産業省、関係府省）

我が国において、2013 年（平成 25 年）の政府 CIO の設置以降実績を挙げつつある府省の壁を越えた取組（運用コスト 3 割減等）や地方公共団体・民間まで巻き込んだ取組（自治体クラウド、農地情報公開システム、マイナンバー等）等から得られた知見及び成果を広く発信し、国際社会にその効果分析等を提供することは、類似の課題に取り組む諸外国のデジタル・トランスフォーメーションを促進し、持続可能な社会の実現という国際目標にも貢献するものである。

そのため、国際社会におけるデジタル・トランスフォーメーション及び持続可能な社会の実現に寄与できるよう、内閣官房、総務省及び経済産業省並びに各府省は、国際機関や海外の公的専門機関等との連携を強化しながら、国際会議等の機会において、我が国の取組について、利用者の利便性向上、災害時の業務の継続性、データ標準化等の具体的な効果の発信を行うとともに、国際比較に資する効果測定及び分析のフレームワークの提案等を行うことを通じて、行政サービスデジタル化のリーダー国としての地位を確立することを目指す。

また、これらの国際貢献と併せて、諸外国と知識や経験を共有することにより得られた知見を国内にフィードバックし、国内の業務改革（BPR）の取組等を一層強化するための示唆を得る等により、我が国のデジタル・ガバメ

ントを一層推進する。

*KPI:国際会議等での提案等の情報発信とその国内へのフィードバック状況*

## 6 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進には、IT化・業務改革（BPR）の取組が重要となる。そのためには、地方公共団体が「人材」と「財源」を自ら生み出し、限られた資源を地域の諸課題の解決に対し、効率的に活用していくことが必要である。

国は、利用者中心の行政サービスの提供と効果・効率的な行政運営の実現に寄与するため、地方公共団体に対し「サービス設計12箇条」に基づくサービスデザイン思考を紹介するほか、地方公共団体の壁を越えたサービスやプラットフォームの標準化、共通化も含め、IT化・業務改革（BPR）の取組を支援する。

### 1) 地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定（◎内閣官房、総務省、関係府省）

官民データ活用推進基本法においては、都道府県には官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画についての策定義務が、市町村（特別区を含む。）には同計画の策定の努力義務が定められている。

こうした中、本年5月に国が策定したIT宣言・官民データ計画において明確にしているとおり、2020年度末までに、策定義務となっている全都道府県では、官民データ活用推進計画の策定を目指すこととなる。この際、官民データ利活用の円滑な推進に当たっては、国及び地方公共団体の官民データ利活用に係る取組に一定の整合性が確保されていることが必要不可欠であるほか、地方公共団体による計画策定が効率的に行われることが肝要であることから、国は地方公共団体が計画を策定する際に参考となる手引を策定・公表するとともに、地方公共団体の計画策定に関し必要な支援を実施する。

*KPI：都道府県における官民データ活用推進計画の策定状況（2020年度末までに全ての都道府県での計画策定を達成）*

### 2) 地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進（◎内閣官房、◎総務省）

内閣官房及び総務省は、行政手続等の棚卸の結果を踏まえつつ、地方公共団体が行う手続のうち重要と考えられる手続を特定し、2018年3月までを目途にオンライン利用促進に向けた方策を取りまとめる。

*KPI：地方公共団体におけるオンライン利用促進に向けた方策の取りまとめ（2018年3月まで）*

### 3) 地方公共団体におけるクラウド利用の推進（◎総務省、内閣官房）

地方公共団体におけるクラウドの導入には、コストの削減や業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から重要な取組である。

総務省は、内閣官房と連携し、地方公共団体の長を直接訪問して導入の具体的な検討を働きかけるとともに、地方公共団体が策定するクラウド導入等の計画の進捗を管理しつつ、自治体クラウドを中心に地方公共団体におけるクラウド導入を推進する。

また、地方公共団体におけるクラウドの効率的な導入を支援するため、パッケージソフトのカスタマイズ抑制やデータセンターの効率的な活用等について検討を実施し、2018年度末を目途に結論を得る。

*KPI：クラウド導入市区町村数（2017年度（平成29年度）末までに約1,000団体）*

*KPI：地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）*

### 4) 地方公共団体におけるオープンデータの推進（◎内閣官房、総務省、関係府省）

官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされている。

地方公共団体は、同法の趣旨、「オープンデータ基本指針」及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータを積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく情報システム（当該情報システムに係る行政手続を含む。）の設計や構築を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。また、各府省は自府省に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等<sup>6</sup>を行い、積極的に推進を図っていく。

これにより、オープンデータを活用した地方発のベンチャー企業の創出等を促進する。

*KPI：地方公共団体におけるオープンデータ取組率（2020年度までに100%）*

---

<sup>6</sup>総務省では、2018年度より地方公共団体が保有するデータについて、民間ニーズとの調整・仲介や人材育成を行うための環境整備を行うこととしている。

## 5) 地方公共団体における適正な情報セキュリティの確保 (◎総務省)

IT の進展によって官民を通じたデータの連携が進む中、ネットワークで繋がることによるリスクが顕在化してきており、行政サービスの最先端を担う地方公共団体においても、情報セキュリティの確保が一層重要な課題となっている。また、庁内業務遂行において効率性を発揮できる業務環境を構築することも重要である。

総務省では、マイナンバーの情報連携開始に向けて、地方公共団体に対していわゆる「三層の対策」に取り組むよう働きかけてきたところである（平成27年12月25日付け各都道府県知事及び各市区町村長あて総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」）。具体的に「三層の対策」とは、①マイナンバー利用事務系では、端末からの情報持ち出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止すること、②マイナンバーによる情報連携に活用される LGWAN 環境のセキュリティ確保に資するため、LGWAN 接続系とインターネット接続系を分割すること、③都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を講じることである。

こうした状況を踏まえ、国における情報セキュリティ対策の状況や今般のマイナンバーの情報連携開始等を踏まえた内容となるよう、総務省は「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改定を2017年度（平成29年度）内に実施する。各地方公共団体における情報セキュリティポリシーの見直しの際には、ガイドラインの改定を踏まえたものとなるよう支援する。

*KPI：ガイドラインの改定*

*KPI：各地方公共団体における情報セキュリティポリシーの見直しの際の支援*

## 7 フォローアップと見直し

デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を政府全体として着実に進めていくため、行政手続等の棚卸を継続的に実施し、本計画及び各府省中長期計画の両者を一体として取組を進める。取組に当たっては、高速なPDCAサイクルの推進による改善を繰り返しながら、「サービス設計 12 箇条」や投資対効果等の観点から施策のフォローアップ及び見直しを実施し、スケジュールの詳細化やKPIの見直しを随時行っていく。

政府全体で進めるべき施策については、政府 CIO による進捗状況の把握を実施し、少なくとも年1回、重要な施策については更に細かい頻度で取組状況の評価を行い、内容の適切な見直し、段階的な拡充及び詳細化を行う。

各府省の施策については、各府省 CIO 及び副 CIO のリーダーシップの下、政府 CIO 補佐官の助言を得つつ、進捗状況の把握を実施し、少なくとも年1回、重要な施策については更に細かい頻度で各府省において取組状況の評価を行い、内容の適切な見直し、段階的な拡充及び詳細化を行う。内閣官房及び総務省は、毎年度、各府省中長期計画の取組状況について取りまとめ、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議に報告する。

## デジタル・ガバメント実行計画 個別サービス改革事項（詳細）

### (1) 金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）（◎内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、関係府省）

現状と課題(As Is)		<p>行政機関から金融機関に対して、預貯金口座の有無や取引状況に係る調査（預貯金等の照会）が行われることがある。預貯金等の照会は、国・地方を問わず様々な行政機関から様々な金融機関に対して、様々な名目（税務調査、生活保護受給判定等）で行われているが、一般的には、各行政機関それぞれの様式で書面により行われており、金融機関はこの処理のために、多くのコストをかけている。</p> <p>また、この結果、行政機関側が求める回答をタイムリーに得られず、迅速かつ適正な行政事務を遂行する上での課題となることがある。</p>
実現したい状態(To Be)	利用者が享受する具体的なベネフィット	<p>預貯金等の照会については、複数の行政機関・金融機関が、統一的なデータ項目を用いたり、システムのAPIを公表したりするなどして、原則としてデジタルで処理されることにより、少ないコストで迅速かつ確実に調査を実施することができる。</p>
	その他の具体的な付加価値	<p>行政機関側において、必要な回答をタイムリーに得ることができ、迅速かつ適正な行政事務を遂行することができる。</p>
具体的な取組内容(To Do)		<p>内閣官房は、2018年夏を目途に、一部の金融機関及び行政機関（地方公共団体）において、情報システムを用いた預貯金等の照会の効率化に係る実証実験が開始されるよう、関係機関との調整を行う。</p> <p>また、内閣官房は、この実証実験において洗い出される課題を踏まえて、関係府省（内閣府、金融庁、総務省、国税庁、厚生労働省等）や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性をとりまとめる。</p>
KPI		実証実験の開始

## (2) 遺失物法関係サービスの利便性向上 (◎国家公安委員会・警察庁)

現状と課題(As Is)	<p>①日本の遺失物行政については、遺失者等の利益を確保するための制度として、現状大きな問題はなく機能している。</p> <p>②各種手続については、24時間365日常時交番や警察署等で対応が可能であり、駅等遺失者・拾得者の日常行動範囲内で手続が可能である。一方で、「物」を扱うため、物件の正確な返還や事件等との関連性有無の確認のため、遺失・拾得状況を関係者に説明を求めることがあること等から対面・対話による手続が効果的な場合も多く、費用対効果を考慮した場合の優位性が見出しにくく、各都道府県警察においてオンライン化が進んでいない状況にある。</p> <p>③このような中で、オンライン化によらずとも遺失者等の利便性を向上させるための施策として、2017年(平成29)年4月に遺失物法施行規則等の改正を行ったところである(特例施設占有者指定要件の緩和、電話確認での拾得物の返還)。</p>	
実現したい状態(To Be)	利用者が享受する具体的なベネフィット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺失者及び拾得者の日常行動範囲内にある特例施設占有者の自己保管制度の拡大を行うことにより、遺失者等による拾得物の確認、拾得者による物件交付における利便性を高め、遺失者への迅速な返還に資する。</li> <li>・遺失者に対し、電話確認での拾得物の返還を行うことにより遺失者が警察署に来署することなく返還できるようになる。</li> </ul>
	その他の具体的な付加価値	<p>特例施設占有者の自己保管制度の拡大による警察署保管の拾得物件の削減(警察業務の合理化)</p> <p>返還手続等書類の削減(警察業務の合理化)</p>
具体的な取組内容(To Do)	<p>今後も、特例施設占有者の拡大、合理化された拾得物の返還方法の利用の促進を図り、これらの取組の状況を踏まえ、更なる利便性向上に向け、サービス改革に取り組む。</p> <p>スケジュール：今後随時</p>	
KPI	特例施設占有者数	

## (3) 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上 (◎国家公安委員会・警察庁)

現状と課題(As Is)	<p>&lt;交通事故証明書&gt;</p> <p>①交通事故証明書の交付件数は、交付件数全体の約90%が当事者から委任を受けた損害保険会社に対するものである。従前は、損害保険会社の担当者が、自動車安全運転センター事務所に直接赴き、外部記録媒体により関係データを授受することで申請手続を行っていたところ、損害保険会社の負担軽減及び手続の効率化</p>
--------------	---

		<p>を図るため、自動車安全運転センターと各損害保険会社のシステムを統合し、2004年（平成16年）からオンライン申請の運用を開始している。オンライン申請による交付件数は、交付件数全体の約40%（2016年度（平成28年度））であるところ、今後更にオンライン申請を実施する損害保険会社を拡大する必要がある。</p> <p>②個人のインターネット申請については、2007年（平成19年）3月から運用を開始しているところ、個人への交付件数全体に対するインターネット申請による交付件数の割合は約7%程度である（2016年度（平成28年度））。2017年度（平成29年度）から、ウェブサイト改修スマートフォンからの申請の利便性向上を図ったところであり、インターネット申請についての広報を更に推進する必要がある。</p> <p>&lt;運転経歴に係る証明書&gt;  運転経歴に係る証明書は、交付件数全体の約40%が企業等からの一括申請による交付であり、企業等が従業員等本人から委任を受けて申請を行っているところ、申請の都度従業員等各人に係る委任状等を作成して提出する必要があることから、企業等から一括申請のための専用様式に係るニーズが自動車安全運転センターに寄せられている。</p>
実現したい状態 (To Be)	利用者が享受する具体的なベネフィット	<p>&lt;交通事故証明書&gt;</p> <p>①損害保険会社とのオンライン化を推進することにより、損害保険会社が業務の効率化を図ることができ、交通事故の当事者への保険金支払手続等を迅速に進めることが可能となる。</p> <p>②個人がインターネット申請を行うことにより、事務所窓口へ直接赴いたり、書類を郵送することがなく、また、24時間申請することが可能となる。</p> <p>&lt;運転経歴に係る証明書&gt;  自動車安全運転センターのウェブサイトから企業一括申請に係る申請書及び委任状の様式（Excelファイル）のダウンロードを可能とすることにより、企業等が一括申請する際に申請書等の入手が容易となり、複数回申請する場合でも、一度作成した申請書等のデータを再利用することが可能となるなど、申請手続に係る事務負担が軽減される。</p>
	その他の具体的な付加価値	—
具体的な取組内容 (To Do)		<p>&lt;交通事故証明書&gt;</p> <p>取組内容：①オンライン申請が未実施である損害保険会社に対してシステムの統合を働き掛け、オンライン</p>

	<p>申請が可能な損害保険会社の拡大を図る。</p> <p>②ウェブサイト、ポスター等を活用した広報啓発活動を推進し、インターネット申請について周知を図る。</p> <p>スケジュール：今後随時</p> <p>&lt;運転経歴に係る証明書&gt;</p> <p>取組内容：ウェブサイトから企業一括申請に係る申請書及び委任状の様式のダウンロードを可能とし、一括申請を行う企業等の事務負担の軽減を図る。</p> <p>スケジュール：2017年度（平成29年度）中</p>
KPI	<p>&lt;交通事故証明書&gt;</p> <p>交通事故証明書の交付件数全体に対するオンライン申請による交付件数率：2020年度までに70%</p>

#### （４）無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省）

現状と課題(As Is)		<p>①現在の総務省電波利用電子申請・届出システム Lite は、電子証明書不要の ID・パスワードでの手続が可能であるが、手続を行う際に ID・パスワードを失念等して利用したいときに利用(ログイン)できないケースがある。</p> <p>②電波利用ホームページで提供している現在の無線局情報検索機能は、手作業により検索する仕組みとなっているため、情報収集に手間がかかる。</p>
実現したい状態(To Be)	利用者が享受する具体的なベネフィット	<p>①総務省電波利用電子申請・届出システム Lite とマイナポータルとの SSO を実現する。これにより、情報連携を済ませた者はマイナポータルでログインすると総務省電波利用電子申請・届出システム Lite の ID・パスワードの入力が不要となる。</p> <p>②電波利用ホームページの無線局情報検索機能に WebAPI を導入する。これにより、無線局情報を機械的に取得することが可能となり、これを利用したアプリケーションの創出等が可能となる。</p>
	その他の具体的な付加価値	<p>①ID・パスワード忘れの場合の再発行手続が不要となり、総務省側もその対応が軽減されることから行政事務が効率化される。</p> <p>②-</p>
具体的な取組内容(To Do)		<p>①総務省は2019年1月を目途に、総務省電波利用電子申請・届出システム Lite とマイナポータルとの SSO を実現させる。OSS により情報連携を済ませた申請者はマイナポータルにログインすると、総務省電波利用</p>

	<p>電子申請・届出システム Lite の ID・パスワードの入力が不要となることから、総務省電波利用電子申請・届出システム Lite の ID・パスワードの失念対策となり、今後も業務見直しを行いつつ、電子申請普及促進策として電子申請環境の多様化といった申請者の負荷軽減策を検討する。【ワンストップ、本人確認手法の見直し、デジタルファースト】</p> <p>②総務省は 2018 年 3 月を目途に、電波利用ホームページの無線局情報検索機能に WebAPI を導入する。これにより、無線局情報を入手しようとする者が API を利用すれば、機械的に情報を取得することができるようになる。【API 連携】</p>
KPI	<p>改善促進手続（オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針（平成 26 年 4 月 1 日 CIO 連絡会議決定））の 2 手続について、電子申請率（2017 年度（平成 29 年度）から 2019 年度までの平均値） 法人：80%・個人：50% を達成する。</p>

#### （5）住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）

現状と課題 (As Is)		<p>&lt;特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）&gt; 特別徴収義務者用の特別徴収税額通知は 2016 年度（平成 28 年度）から電子署名付きの電子データ（正本）の送付が可能となったものの、対応市区町村数が少数。</p> <p>&lt;特別徴収税額通知（納税義務者用）&gt; 納税義務者用の特別徴収税額通知は書面により通知されており、同通知の電子化が課題。</p>
実現したい状態 (To Be)	利用者が享受する具体的なベネフィット	<p>&lt;特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与システムへの税額入力等の事務が効率化する。</li> <li>・納税義務者の特定個人情報を書面により保存する必要がなくなり、管理コストの削減につながる。</li> </ul> <p>&lt;特別徴収税額通知（納税義務者用）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書面による通知の場合に発生する開封・仕分作業及び納税義務者への交付事務に係る負担が軽減される。</li> </ul>
	その他の具体的な付加価値	<p>&lt;特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村において印刷や郵送等に要するコストが削減される。</li> <li>・市区町村において郵送による誤送付等のリスクが軽減される。</li> </ul>
具体的な取組内容 (To Do)		<p>&lt;特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）&gt; 正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付</p>

	<p>の推進に必要な支援を行う。</p> <p>&lt;特別徴収税額通知（納税義務者用）&gt;  電子情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。</p>
KPI	<p>&lt;特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）&gt;  特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本を電子化した市区町村の割合。（2018年度までに30%以上、2019年度までに50%以上、2020年度までに70%以上。）</p>

### （6）電子調達サービスの利便性向上（◎総務省、全府省）

現状と課題(As Is)		<p>①物品・役務に係る競争入札参加資格申請はオンライン申請が可能であるところ、申請時の必要な添付書類として、登記事項証明書（商業法人）（写）、納税証明書（写）等の書類を添付して申請を行う必要がある。</p> <p>②電子調達システムは、政府が行う物品・役務及び一部の公共事業に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行える府省共通の情報システムとして、2014年（平成26年）3月から運用しているところ、当該システムの利用率（電子応札率）は、2016年度（平成28年度）実績で47%（2018年度目標：60%）であり、利用者にとっての更なる利便性向上が求められている。</p> <p>③物品・役務に係る競争入札参加資格情報、入札公告、落札結果等の調達情報等が一連の情報として提供されておらず、調達関連の情報収集に手間がかかる。</p>
実現したい状態(To Be)	利用者が享受する具体的なベネフィット	<p>①物品・役務に係る競争入札参加資格申請時の添付書類の情報をバックオフィス連携で取得することにより、添付書類の提出不要化につながり、利用者の負担軽減につながる。</p> <p>②電子調達システムの利便性を向上し、更なるシステム利用の促進を行うことで、利用者側の入札参加コスト（移動・郵送費、書類の保管費等）の低減につながる。</p> <p>③競争入札参加資格情報、入札公告、落札結果等の調達情報等を法人番号の利活用とAPIによる情報連携を行うことで、一元化された調達情報の提供が可能となり、公共調達市場における事業者の参加機会の拡充、柔軟化につながる。</p>
	その他の具体的な付加価値	<p>①競争入札参加資格申請時の添付書類の簡素化により、各府省における審査等の行政事務が効率化される。</p> <p>②オンライン手続の普及促進が進むことで、各府省における調達事務が効率化される。</p> <p>③調達情報の情報公開を推進することにより、国のみならず地方公共団体における入札価格の設定等の参考</p>

		となるなど、調達コストの低減に寄与するほか、行政の透明性、信頼性向上や新たなサービスの創出促進につながる。
具体的な取組内容 (To Do)	<p>①2018年3月までに、総務省は関係府省の協力を得て、物品・役務に係る競争入札参加資格申請時の添付書類に関し、その必要性について再整理し、必要な対応案の検討を行う（ワンスオンリー）。</p> <p>バックオフィス連携による添付書類の提出不要化については、官民データ活用推進基本計画に掲げられる「行政手続等における登記事項証明書の提出不要化」及び「法人インフォメーション等を活用した政府全体のバックオフィス連携」等の取組を踏まえ、業務見直し（BPR）も含めた検討を進める（ワンスオンリー）。</p> <p>②2018年3月までに、総務省は関係府省の協力を得て、電子調達システムの利用率の向上に向け、各府省、利用者双方のオンライン化対応の実態把握及び課題整理を行い、今後の更なる利便性向上のための方策を検討する。また、総務省は、当該方策を実行するためのシステム開発・改修を2018年度以降順次行い、サービス提供に反映する（デジタルファースト）。</p> <p>③2018年7月を目途に、総務省は、競争入札参加資格情報、入札公告、落札結果等の一元化された調達情報を提供する調達ポータルを設計・開発し、サービス提供を行う（オープンデータ）。</p> <p>調達業務のAPIによる情報連携については、民間企業（外部向け）や各府省（内部向け）のニーズ等を踏まえ、対象となるデータ、連携方式等の検討を行った上で、段階的に標準化・共通化したAPIによる情報連携機能の検討を進める（API連携）。</p>	
KPI	競争入札参加資格の登録数：7.7万件（2018年度） 電子応札率：60%（2018年度）	

**（7）法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進（◎法務省、内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省）**

現状と課題 (As Is)	<p>①法人設立に際し、面前、書面での手続が残り、オンラインで手続が完結できていない。また、プロセスが多数に分かれており、かつ手続完了までに日数を要し、ワンストップで手続が完結できていない。</p> <p>②法人の設立登記完了後、事業開始等の際に必要な各手続において、当該手続の添付書類として法人の登記事項証明書を求めているものが複数あり、新たに起業を行う民間事業者等は、その都度、登記事項証明書を取得し、行政機関に提出する必要がある。</p>
---------------	--

実現したい 状態 (To Be)	利用者が享 受する具体 的なベネフ ィット	<p>①法人設立に関して、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。</p> <p>②法人の登記情報を提供可能とするなど行政機関間の情報連携のため、柔軟に対応する仕組みを構築することにより、(情報連携する各行政機関の制度面における手当てや、必要に応じた関連システムの改修等を前提として) 各種手続における法人の登記事項証明書の添付省略が可能となり、登記事項証明書の入手に係るコスト・時間等を低減する。</p>
	その他の具 体的な付加 価値	<p>①登記情報システムのサーバ等機器の使用実績を踏まえた削減等により、同システムの年間運用経費を 74 億円/年 (試算値) 削減する (223 億円/年→149 億円/年。約 33%の減)</p>
具体的な取組内容 (To Do)	<p>①以下の事項に関する具体策と実現に向けた工程について今年度末までに成案を得る。</p> <p>i) オンラインによる法人設立登記の 24 時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化</p> <p>ii) 法人設立における印鑑届出の義務の廃止</p> <p>iii) 電子定款に関する株式会社の原始定款の認証のあり方を含めた合理化</p> <p>iv) 法人設立手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供</p> <p>これとあわせて、以下にも取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2017 年度 (平成 29 年度) 中に、会社の設立登記の申請につき、優先的処理 (ファストトラック化) を開始する。</li> <li>・ 補正の多い事例について、ホームページ上に掲載している申請書記載例に注記するなどして注意喚起を行う (随時実施中)。</li> <li>・ 2018 年度から予定されている登記情報システムの更改において、二次元バーコードの活用による受付情報及び記入情報の入力の自動化や処理状況の可視化を行う等の取組を行う。</li> </ul> <p>②2018 年度から予定されている登記情報システムの更改において、行政機関に対して、オンラインにより新たに設立された法人の登記情報を提供可能とするなど行政機関間の情報連携のため、柔軟に対応する仕組みを構築する (2020 年度内の運用開始)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的には、登記情報システムの更改に合わせて、行政機関向けに共通 API や GUI 機能を提供し、法人の登記情報の提供を可能とする仕組みを構築する。各行政機関においては、当該仕組みを用いて登記情報を取得することができるよう制度面の手当て (及び必要に応じて関連システムの改修) を行った上で、登記情報のデータ受領を開始することを想定している。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細設計の前提として、各行政機関から利用者要望の確認を実施した。</li> <li>・2017年（平成29年）内に設計・開発事業者が決定し、契約後、詳細設計を進める予定である。</li> </ul>
KPI	<p>①会社の設立登記手続の処理期間を原則として申請から3日以内に完了（2017年度（平成29年度）中に取組を開始、2020年度内達成）</p> <p>※ なお、「新しい経済政策パッケージ」（2017年（平成29年）12月8日閣議決定）を踏まえ、オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化に関する具体策と実現に向けた工程について今年度末までに成案を得る。</p> <p>②各行政機関と法人登記情報の連携を実施（2020年度内）</p>

### （8）在留資格に関する手続のオンライン化（◎法務省）

現状と課題 (As Is)		<p>①中長期在留者数は、2016年（平成28年）末時点において204万人となり、前年比で8.5%増加しているところ、情報の確かな収集及び活用により在留状況をより把握することができるよう在留管理基盤を強化する必要があるとともに、在留外国人の増加に伴い在留資格審査案件数も増加しているため、地方入国管理官署の窓口において在留諸申請を行う際には、来庁から申請受付終了まで長時間を要し、申請窓口の混雑が常態化している。</p> <p>②地方入国管理官署では、在留諸申請の進捗に係る問合せ対応、膨大な申請書類の管理等が審査業務を効率的に行う上で負担となっている。</p>
実現したい状態 (To Be)	利用者が享受する具体的なベネフィット	在留諸申請をオンラインで行うことにより、地方入国管理官署の窓口に出頭する負担の軽減、在留審査手続の大幅な円滑化及び迅速化が実現され、外国人にとって在留しやすい環境が整う。
	その他の具体的な付加価値	在留諸申請の進捗に係る問合せ対応や申請書類の管理等の負担の軽減、在留審査手続の大幅な円滑化及び迅速化が実現され、そのために必要な情報の把握など、在留管理基盤の強化にも資する。
具体的な取組内容 (To Do)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留管理に関する手続のオンライン化を2018年度より開始すべく、オンライン申請等に係る具体的な制度設計やシステムの詳細の検討等、所要の準備を行っている。</li> <li>・現時点で、対象とすることを検討中の申請手続は、在留期間更新申請手続、在留資格変更申請手続、在留</li> </ul>

	資格認定証明書交付申請等である。
KPI	地方入国管理官署の窓口に出頭する負担の軽減（対象となる在留資格に関する申請手続のうちオンライン申請を利用した数）

### （9）旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化（◎外務省）

現状と課題(As Is)		<p>①新規旅券発給申請等の際には戸籍謄抄本等の提出が必要であり、申請者が当該資料を入手するため一定のコストがかかっている。</p> <p>②国内における旅券発給申請等に当たり、申請者は紙の申請書等を入手する必要があることから、今後予定されている自宅等での申請書等の作成を可能とする「ダウンロード申請書」の国内運用開始に加え、別途、デジタル技術を用いた更なる手続の簡便化について検討する必要がある。</p>
実現したい状態(To Be)	利用者が享受する具体的なベネフィット	<p>①旅券発給審査時に必要となる情報等について、引き続き精査・検討し、法務省と協議の上、マイナンバー制度における情報連携の仕組みを活用して、審査に必要な戸籍情報を入手することが可能となれば、申請者の負担を軽減すべく、原則として、旅券発給申請時における戸籍謄抄本の提出を省略する。</p> <p>②デジタル技術の活用による申請方法の簡便化や手数料納付方法の多様化により、国民の利便性を向上させることが可能となる。</p>
	その他の具体的な付加価値	旅券とマイナンバーを紐付けて管理することが可能となり、旅券の不正取得防止に繋がる。
具体的な取組内容(To Do)		<p>①旅券発給審査時に必要となる情報等について、引き続き精査・検討し、法務省と協議の上、マイナンバー制度における情報連携の仕組みを活用して、審査に必要な戸籍情報の入手が可能となれば、原則として、旅券発給申請時における戸籍謄抄本の提出を省略する。また、旅券の不正取得防止のため、旅券とマイナンバーを紐付けて管理することを検討する。</p> <p>②「ダウンロード申請書」については、国内試験運用の結果を踏まえ、必要なシステム改修を行う。</p>
KPI		2018年度中を目処に、手続の簡便化に向けた課題を整理し、今後の方策を取りまとめる。

### （10）相続税申告のオンライン化（◎財務省）

現状と課題(As Is)	2015年（平成27年）1月1日以後の相続等については、2013年度（平成25年度）税制改正により、基礎
--------------	--

		<p>控除額の引下げ等が行われている。</p> <p>当該状況の下、2015年（平成27年）中に亡くなられた方（被相続人数）は約129万人（2014年（平成26年）約127万人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約10万3千人（2014年（平成26年）約5万6千人）、課税割合は8.0%（2014年（平成26年）4.4%）となっており、2014年（平成26年）より3.6ポイント増加しているが、現在における相続税の申告については、以下の状況となっている。</p> <p>①申告義務者等は、相続税申告書を書面でしか提出できない。したがって、市販のソフトなどで相続税の申告書を作成しても、紙出力し郵送又は税務署へ来署し提出することとなる。</p> <p>②税務署職員又は非常勤職員は、提出された相続税の申告書の内容を国税総合管理（KSK）システムに入力している。</p>
実現したい状態 (To Be)	利用者が享受する具体的なベネフィット	<p>①相続税の申告書をインターネット経由（国税電子申告・納税システム（e-Tax））で受付可能とする。したがって、申告義務者等は、申告書の提出手段が多様化される。</p> <p>②税理士が、相続税の申告書を提出する場合、当該税理士の電子証明書のみが必要となり、各相続人のマイナンバーカード等の写しの提出が不要となるなど、納税者の負担が軽減する。</p>
	その他の具体的な付加価値	<p>ペーパーレス化が実現されるため、税務署における申告書の入力事務が削減されるとともに、誤入力の防止に資する。</p>
具体的な取組内容 (To Do)		<p>2019年10月を目途に、相続税申告に係る代表的な帳票についてインターネット経由（e-Tax）で受け付けるとともに、KSKシステムにデータ連絡可能となるようシステム開発・改修を行う（デジタルファースト）。</p> <p>相続税の申告書のe-Tax受付状況や申告義務者等のニーズ等を踏まえ、対象となる帳票の拡大、添付書類の提出方法の拡充などを段階的に検討していく。</p>
KPI		<p>2019年10月を目途に、相続税の申告書をe-Taxにて受付可能とする。</p>

### (11) 社会保険・労働保険関係の電子申請の利用促進（◎厚生労働省）

現状と課題 (As Is)	<p>社会保険・労働保険手続においては、オンラインで申請を受け付けているものの、事業主の行う重点手続において、2016年度（平成28年度）で13%程度のオンライン利用率となっている。厚生労働省では、これまで、法人の電子証明書に加え、事業主の公的個人認証（マイナンバーカード）による申請を受付可能とするなど、利用促進の取組を進めてきた。一方、これらの手続がオンライン申請できることをいまだ知らない</p>
---------------	---

		事業者が存在すること、また、中小企業においては原則無料で取得できるマイナンバーカードで申請できることについて未だ知らない事業者が存在し電子証明書等の準備コストが投資に見合わないと考えられていると推察されることなどから、これらの課題解決を計るため、利用率向上に向けた新たな取組を推進しているところである。
実現したい状態 (To Be)	利用者が享受する具体的なベネフィット	①オンラインで申請することにより、企業の担当者が行政機関へ行くための交通費・待ち時間や郵送コストが抑えられる。 ②申請を行う企業において、e-Gov の外部連携 API に対応した民間の人事・給与等管理ソフトウェアを利用することで、既存の人事・給与等データから簡便に申請データ作成及び申請が可能となり、人事・労務担当者の手続にかかる手間の削減が見込まれる。
	その他の具体的な付加価値	公文書が電子ファイルで届き、それらをフォルダ管理することにより、紙での保管が不要となる。行政機関側においても、紙の記載内容をデータ変換する作業の削減により、業務の効率化が見込まれる。
具体的な取組内容 (To Do)		①2015年（平成27年）より、e-Gov の外部連携 API に対応した民間の人事・給与等管理ソフトウェアを活用した利用促進を図っている。また、厚生労働本省による大企業への訪問、年金事務所等においても管轄する地域企業へ訪問【2020年度までの工程表にて、毎年9,400件を目標】及び窓口へ来所する申請者に対してオンライン申請のデモンストレーションを実施する【2020年度までの工程表にて、毎年300件を目標】。 ②対象手続、事業規模等を検討し、関係機関と調整の上、一定規模以上の事業所については電子的申請（オンライン又はCD・DVDによる申請）の義務化を実施する。【2017年度（平成29年度）中に対象範囲を決定し、2018年度以降、経過措置を講じつつ実施】
KPI		行政手続コストの削減：2019年度末までに20%削減 電子的申請の利用率：年度内に上記義務化の範囲を設定した後、目標値を定める。

## (12) 公的年金関連サービスのデジタル化 (◎厚生労働省)

現状と課題 (As Is)	記録管理システム及び基礎年金番号管理システムについては、「公的年金業務の業務・システム最適化計画」に基づき、経過管理・電子決裁、統計・業務分析等の制度共通の事務処理機能をフェーズ1、年金制度に基づく適用・徴収等の業務機能をフェーズ2として、段階的に業務・システムの刷新に取り組んでいる。 現在、厚生年金保険関係届書に係る平均処理期間はおおむね5日程度（2013年度（平成25年度））となっ
---------------	---

		ている。
実現したい状態 (To Be)	利用者が享受する具体的なベネフィット	①2017年(平成29年)1月より、マイナンバー制度を利用した年金相談対応を開始。マイナンバーを利用した他機関との情報連携による届書の省略等について、今後準備を進め、順次実施 ②記録管理システム及び基礎年金番号管理システムの刷新により、届書の処理期間の短縮を図る(おおむね5日程度→4日程度 ※年次の届書を除く。) ③利用者が年金関係情報と他の関連する情報を一元的に把握することが可能となるなど、利用者にとってより利便性等の高いサービスの提供を図る。
	その他の具体的な付加価値	—
具体的な取組内容 (To Do)		①今後準備を進め、順次、マイナンバー制度を活用した情報連携を実施していく予定 ②記録管理システム及び基礎年金番号管理システムの刷新により、届書の処理期間の短縮を図る。 ③「ねんきんネット」等の個人向けの情報提供については、一定の条件や費用対効果を勘案しつつ、年金個人情報であることを踏まえたマイナポータルやAPI等の適正な活用も含め、利用者にとってより利便性等の高い方法で閲覧できる方策を検討する。
KPI		・厚生年金保険関係届書平均処理期間：4日(2022年度)(年次の届書を除く。)

### (13) ハローワークサービスの充実(◎厚生労働省)

現状と課題(As Is)		①求職登録、職業紹介等のサービスは窓口での提供が前提となっており、自主的な活動を希望する者も来所する必要がある。 ②求職登録、職業紹介等のサービスは採否結果の確認等の定型的な業務の負担が多くなっており、真に支援が必要な利用者に対して個々の状況を踏まえた支援を充実する必要がある。
実現したい状態 (To Be)	利用者が享受する具体的なベネフィット	①原則来所が前提となっている求職登録、職業紹介等のサービスをオンライン化するとともに、求人検索等既にオンライン化されたサービスについて利便性を高め、求職・求人活動一般について、来所を要せず、オンラインサービスでそれぞれ自主的に行えるようにする。 ②定型的な事業所サービスのオンライン化により効率化を図る一方で、不採用が続く求職者、指導等が必要な求人者の支援に対しては、窓口へ来所勧奨を行うなど個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の

		定着支援を強化し、また、求人者に対しては、事業所の実態把握を踏まえた充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。
	その他の具体的な付加価値	①業務を通じて把握、蓄積した同一人物・同一事業所の情報が、業務ごとのサブシステム間で紐付けされていないことから、これを人及び事業所を起点としたデータとして再構築し、蓄積されたこれらのデータを基に効率的、効果的な分析を行い、多様なニーズに対応した効果的なマッチングを実現するとともに、業務の簡素化、効率化を図る。 ②サーバ等機器の使用実績を踏まえた削減や業務フローの見直しに合わせた機器・消耗品の削減により、同システムの年間運用経費を156億円/年（試算値）削減する。
	具体的な取組内容（To Do）	サービスのオンライン化及び支援の充実を図るため、2020年1月に刷新後のシステムの全国稼働を予定しており、2017年（平成29年）4月から共通基盤系に係る設計開発を開始するとともに、職業紹介系及び雇用保険系の調達を行っており、2018年1月から設計開発を開始する予定である。
	KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OCR削減率：対2015年度（平成27年度）80%減（2020年度）</li> <li>・求人情報提供端末の削減率：対2015年度（平成27年度）30%減（2020年度）</li> <li>・システム運用経費削減額：対2013年度（平成25年度）156億円/年減（2020年度）</li> </ul>

#### (14) 特許情報提供サービスの迅速化（◎経済産業省）

現状と課題(As Is)		<p>新興国における企業の市場獲得競争が、一層熾烈なものとなっている中、我が国企業が、発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの成果を最大限に活用し、積極的に世界市場への事業展開が進められるよう、特許庁は従来以上に、制度利用者や特許情報の利活用を行う民間事業者に対して特許情報の発信を強化するとともに、国内外の利用者にとって利便性の高い行政サービスを提供していくことが求められている。しかし、現在、以下のような状況になっている。</p> <p>①特許公報を設定登録から原則として3週間で発行しており、より早期の発行が求められている。</p> <p>②特許庁が保有する特許・実用新案・意匠・商標に関する書誌情報・経過情報に関するデータ（以下「書誌情報等に関するデータ」という。）の提供に、データ入力から1月程度要しており、より早期の提供が求められている。</p>
実現したい状態(To Be)	利用者が享受する具体	現状と課題を踏まえ、特許情報提供サービスの迅速化を図り、制度利用者や特許情報の利活用を行う民間事業者が、特許情報により迅速にアクセス可能とするため以下の状態となることを目指す。

	<p>的なベネフィット</p> <p>その他の具体的な付加価値</p>	<p>①特許公報を迅速に発行する。これにより制度利用者や特許情報の利活用を行う民間事業者が、特許公報により迅速にアクセス可能となる。</p> <p>②書誌情報等に関するデータを迅速に提供する。これにより制度利用者や特許情報の利活用を行う民間事業者が、書誌情報等に関するデータにより迅速にアクセス可能となる。</p> <p>上述の状態を目指すことにより、さらに以下のような付加価値が生ずる。</p> <p>①公報システムの刷新に際して、システム構造を簡素化することで、システム改修時のコストが低減できる。</p> <p>②書誌情報等に関するデータの提供に際して、媒体での運用がなくなることで、特許庁の業務を効率化できる。</p>
具体的な取組内容 (To Do)		<p>①2022年1月を目途に、特許公報の発行を迅速に行えるよう、公報システムを刷新する予定である。</p> <p>②2019年5月を目途に、書誌情報等に関するデータの提供を迅速に行えるよう、システム開発を実施する予定である。</p>
KPI		<p>①2022年1月を目途に、特許公報を設定登録から原則、10日以内に発行する。</p> <p>②2019年5月を目途に、書誌情報等に関するデータを、原則、特許庁におけるデータ入力の翌日に提供可能とする。</p>

### (15) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実 (◎国土交通省、国家公安委員会・警察庁、総務省、財務省)

現状と課題 (As Is)	<p>自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) に関する現状と課題は次のとおり</p> <p>①OSS の利用率について、継続検査等の手続は 2017 年度 (平成 29 年度) から導入したものであり、利用率の向上に向け OSS の効果についての周知活動を実施している。</p> <p>②OSS 申請において、マイナンバーカードの利用が限定的であり、一部の添付書類が書面による提出となっている。</p> <p>③OSS の導入地域について、新車新規登録手続は、14 地域に限定されており、導入地域の拡大に向け働きかけている。</p> <p>④OSS の対象手続について、これまで新車新規登録のみだったものが、2017 年度 (平成 29 年度) より継続検査等に拡大した。一方で輸出手続や軽自動車の検査手続等、OSS に対応していない手続・車種が存在し、現在、拡大に向けて準備をしている。</p>
---------------	---

実現したい 状態 (To Be)	利用者が享 受する具体 的なベネフ ィット	①②③④自動車利用者は、自動車販売業者等を通じて自動車保有関連手続を行っており、申請関連作業を行っている自動車販売業者等が OSS 手続を行うことにより申請関連の作業時間が削減されることで、業務コストが削減される。その結果、自動車利用者に対してもコスト削減効果が還元される。
	その他の具 体的な付加 価値	①②③④OSS の対象地域や手続・車種が拡大され、当該地域・手続・車種で OSS が利用されることで、運輸支局等の審査における入力作業や確認作業が自動で処理されるため、行政業務が効率化される。
具体的な取組内容 (To Do)	<p>①利用率の拡大に向けて、関係者への周知資料を作成して周知活動を実施するとともに、利用拡大の阻害要因が判明した場合は、その解決に向けて検討・取組を行う。</p> <p>②マイナンバーカードで利用できる機能について、2019 年度からのサービス開始を目指し、機能追加（省略できる添付書類を増加）のシステム開発・環境整備を行うことで、マイナンバーカードの取得・利用を促進する。</p> <p>③OSS の導入地域の拡大について、環境整備の進まない地域や民間事業者に対し、導入・利用が継続的に進むように働きかけを行っていく。</p> <p>④OSS の対象手続・車種の拡大について、2019 年からのサービス開始を目指し、国土交通省等でシステム開発・環境整備を行っていく。</p>	
KPI	OSS 申請率（2021 年度（抜本的拡大から 5 年後）までに新車新規登録 80%、継続検査 70%）、OSS 申請件数 OSS の導入地域数、対象車種数、対象手続数	